

日野市ごみゼロプラン

～ごみゼロ社会を目指して～

平成14年3月

日 野 市

はじめに

市民の皆さんと共につくりあげた「日野市ごみゼロプラン～ごみゼロ社会を目指して～」をお届けします。

ほんの2年ほど前までの日野市は、ごみの減量もりサイクルも十分に進んでおらず、新聞にも「多摩地域でワースト・ワン」と報道されるほどでした。

その大きな原因のひとつが、利便性を求めて設置されたダストボックス収集にあったことは明らかです。地球規模で環境問題が深刻化し、大量消費・大量生産の社会のしくみを変えていくという時代の流れの中で、行政として必要な対応が遅れていたことは否めません。

市では、このような反省に立ち、「ごみゼロ社会」を目指すための第一歩として、平成12年10月に「ごみ改革」を実施しました。

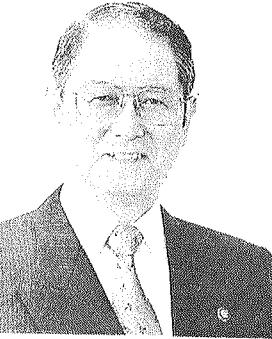
「ごみ改革」におきましては、これまでのダストボックス収集を廃止し、排出者責任を明確化するための原則戸別収集制度、可燃ごみ・不燃ごみの有料指定袋収集制度を導入しました。市民の皆さんには新たなご負担とご協力をお願いすることになりましたが、お陰様を持ちましてごみ改革後1年間の成果として、可燃ごみ・不燃ごみの量は半減し、資源物を含めたごみ収集量全体でも、約4分の1のごみを減らすことが出来ました。

この市民の皆さんのご努力を無駄にせず、ごみゼロ社会に向けた取り組みをさらに促進するため、市では廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理基本計画の見直しを市民参画による新たな計画づくりとして位置づけ、平成13年6月に公募市民で構成される「ごみ市民会議」を発足いたしました。市民会議の皆様におかれましては、ごみの実態調査や事業所等関係者の協議、そして計画内容の議論と論点整理など、短期間にきわめて精力的な活動を展開され、本計画を取りまとめていただくに至ったものであります。

「ごみゼロ社会」に少しでも近づいていくには、ものを作り、売る段階、いわゆる川上部分が変わらなければなりません。市場経済がグローバル化している現在、これは容易なことではありません。しかしながら、市民・事業者の皆さんのご理解とご協力の下、ともに一歩一歩前に進んでいくことにより、日野市の事例が全国に発信され、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会のしくみが少しずつでも変わっていく力になることを念願しております。

最後になりましたが、本計画の取りまとめにご尽力いただきました「ごみ市民会議」のメンバーの方々には重ねてお礼を申し上げるとともに、貴重なご意見をお寄せくださいました市民、事業者、関係各団体の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成14年3月



日野市長 馬場 弘融

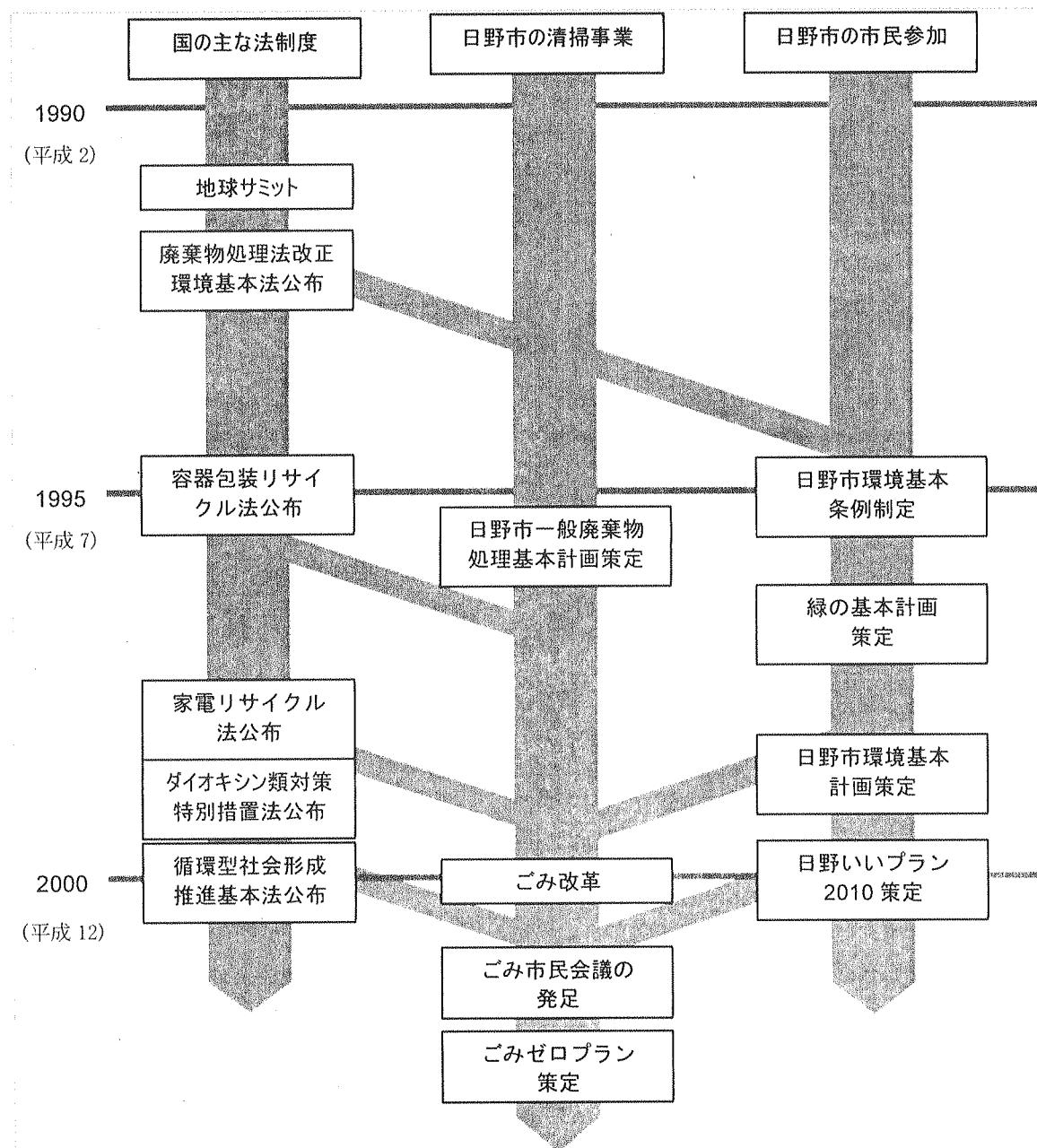
目 次

I ごみゼロの基本理念	1
§1 “ごみゼロプラン”の背景	2
§2 ごみゼロプランの役割と位置づけ	6
§3 “ごみゼロ”社会に向けて	8
§4 ごみゼロに向けた基本方針	19
II “ごみゼロ”の基本構想	25
§1 基本的な事項	26
§2 計画における取り組みの体系	28
III 市民行動計画	33
§1 計画の概要	34
§2 計画項目	39
§3 市民行動計画の実践プログラム	46
IV 事業者行動計画	49
§1 計画の概要	50
§2 計画項目	55
§3 事業者行動計画の実践プログラム	58
V 循環システム計画	61
§1 計画の概要	62
§2 計画項目	70
§3 循環システム計画の実践プログラム	74
VI 計画推進に向けて	75
§1 平成14年度の体制づくり	76
§2 毎年度の進め方	77
VII 関連資料	79
§1 ごみ処理・資源化システムの基礎データ	80
§2 関連用語集	83
§3 ごみ市民会議について	89

I ごみゼロの基本理念

§ 1 “ごみゼロプラン”の背景

ごみゼロプランの背景にあるものは何でしょうか。ここでは、次の3つトピックスを取り上げます。



図表 1 20世紀末から現在にかけての国の主な法制度、日野市の清掃事業や市民参画の流れ

1.1 深刻化する環境問題、ごみ問題

現代社会、特に先進国は大量生産・大量消費・大量廃棄の社会をつくりあげ、豊かさを享受してきましたが、ダイオキシン問題、最終処分場の枯渇など、直接目に見える問題から、地球規模の環境問題までごみ問題が広がってきました。これに対する一つの考え方として、ごみの排出を抑制し、それでも出てきたものは可能な限り再利用する「循環型社会」の概念が出され、循環型社会形成推進基本法のような法制度も整備されてきています。しかし、眞の循環型社会に向けては、地域の市民・事業者・行政が実際の行動を通して取り組みを進めいかなければなりません。

一方、日野市では、1万5千を越える市民の直接請求による環境基本条例が制定（平成6年）され、そして、平成11年（1999年）には、100名を越す市民参画により環境基本計画が制定されました。

「ごみゼロのまちづくり」は環境基本計画の大きな柱の一つです。

1.2 市民自治・市民参画の一つの結実「日野いいプラン2010」

環境基本計画を皮切りに、日野市においては都市計画マスタープラン、緑の基本計画の策定などが市民参画により取り組まれています。その一つの結実が、市の総合計画「日野いいプラン2010」です。まちづくりの主役は市民であり、市民と行政とが協働で地域の問題の共有化を図り、互いに連携しながらまちづくりを進めていく、このような姿が、21世紀のまちづくりの姿です。

日野いいプラン2010は今年度（2002年度）から既に実行段階に入っており、本計画も、8つの重点プロジェクトの一つとして位置づけられています。

1.3 「ごみ改革」で示された市民・事業者のパワー

ごみ問題が全国的に深刻化し、本市においても環境基本計画をはじめとする市民参画による取り組みが進められていく中で、本市のごみ処理・リサイクル事業は、「いつでも、どのようにでも」捨てられるダストボックス収集に象徴されるように、多摩地域内でも立ち後れを見せていました。リサイクル率の低さ、市民一人あたりの不燃ごみ量の多さは多摩地域ワースト・ワンであり、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の埋め立て配分量を超過し、そのままでは課徴金を支払わなければならなくなるほどでした。

この状況を開拓するため、市では平成9年10月に「ごみ非常事態」を市の広報で訴え、その後、①ダストボックス収集の廃止、②排出者責任を明確にするための原則戸別収集方式の選択、③有料指定袋制、と3つのセットでごみ減量・リサイクルを進める方針を打ち出し、延べ630回、約3万人を対象とした説明会を開催しました。

その過程においても、市民からはさまざまな意見が出され、議論も交わされました。平成12年10月に実施された「ごみ改革」の結果、可燃ごみ・不燃ごみの量は1年間でほぼ半減するという成果が得られました。

この“ごみゼロプラン”も、このような市民・事業者の努力と行動を無駄にせず、さらに広げ・深めることにより、眞のごみゼロ社会を目指すものであることが求められます。

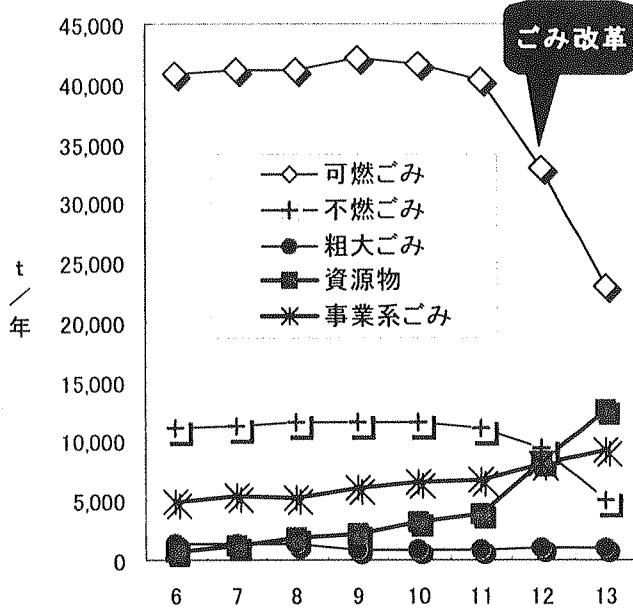
(参考)「ごみ改革」の効果

右のグラフは、ごみ・資源物の年間収集量の推移です。ごみ改革は年度の途中（10月）に導入されたため、導入後の1年間とそれ以前の1年間の一人一日あたりごみ量を比較してみると、

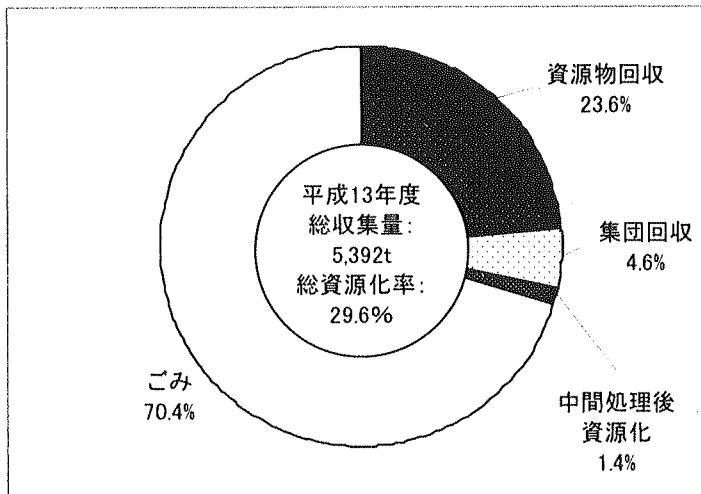
- ◇ 可燃ごみは48%、不燃ごみは64%の削減
- ◇ 資源回収量は2.8倍に増加
- ◇ ごみ・資源をあわせた総量は、27.4%の削減となっています。

また、家庭用ダストボックスに事業所ごみが混入しなくなったため、事業所ごみの量が顕著に増加しています。

平成11年度の日野市のリサイクル率（ごみ収集量・資源回収量全体に占めるリサイクルの割合）は、平成11年度では14%弱と、多摩地域のワースト・ワンでした。しかし、ごみ改革後の平成13年度は、集団回収も含むごみ・資源物排出量に対し、総資源化率は約30%となっています。

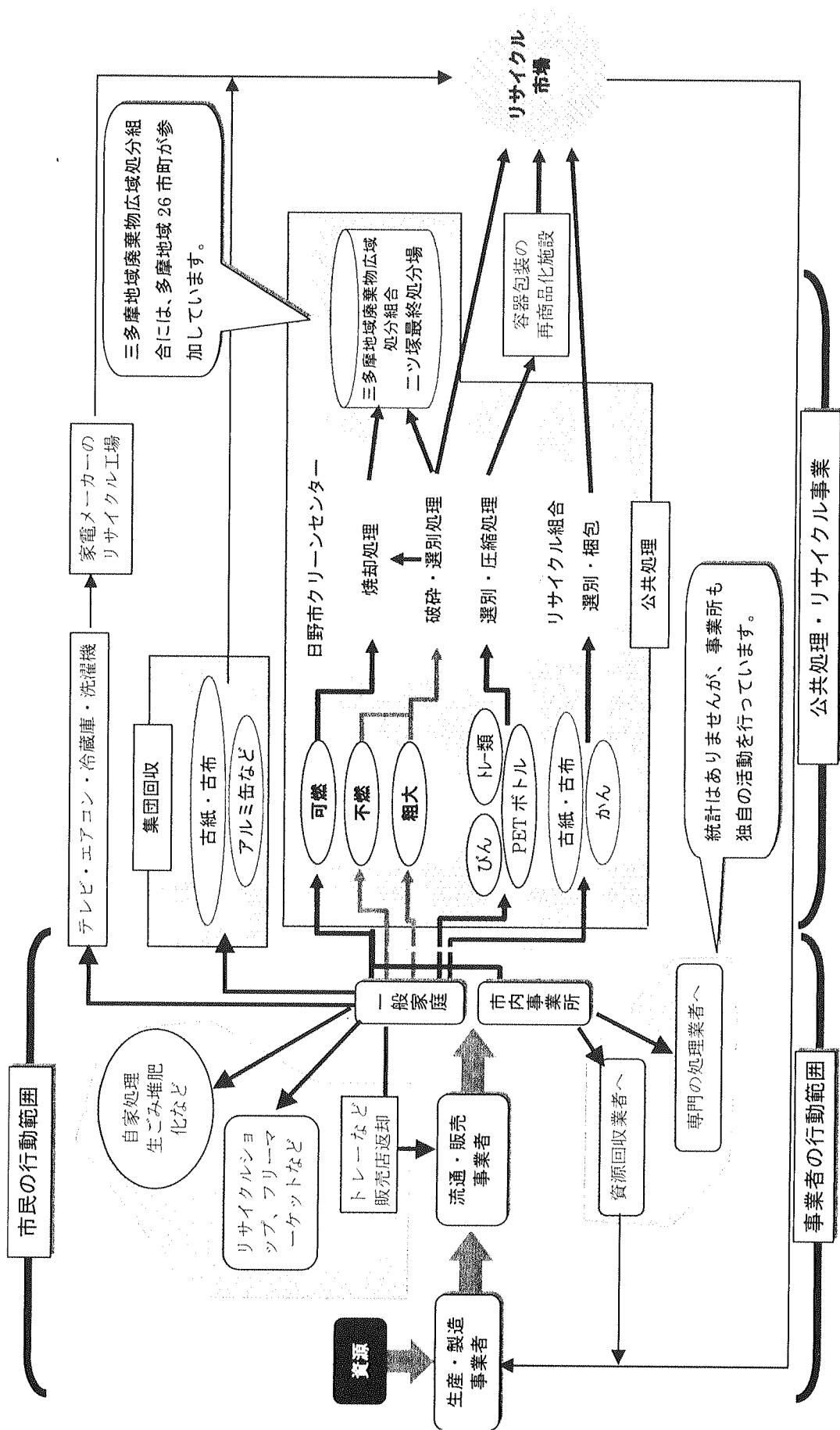


図表2 年間ごみ収集量の推移



図表3 平成13年度の総資源化率

$$\text{※総資源化率} = \frac{\text{資源物回収} + \text{中間処理施設での資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{総ごみ量}}$$



図表 4 (参考) 日野市の「もの」「不用物」「ごみ・資源」の流れ

§2 ごみゼロプランの役割と位置づけ

2.1 ごみゼロプランの役割

以上のような背景を受け、「ごみゼロプラン」の役割を以下のように整理しました。

1 目指す「ごみゼロ社会」とは何か、現時点での共通認識を明らかにする。

近年、ごみやリサイクルに関する法制度が次々に整備されるなど、国内外を取り巻く情勢は急速に変化しつつあります。また、日野市民も「ごみ改革」を通して、ごみやリサイクルに対する意識が大きく変わっています。

ここで、目指すべき「ごみゼロ社会」とはどのようなものなのか、リサイクルを進め、埋め立て量を減らすだけで「ごみゼロ」が本当に達成されるのか、市民・事業者・行政のそれぞれが、共通の認識を持って取り組む必要があります。

2 「ごみゼロ」に向け、市民・事業者・行政が行動すべき事項を明らかにする。

「ごみゼロ」は市のごみ処理事業の中だけでは達成できず、市民・事業者も含めた総合的かつ具体的な取り組みが必要であると認識されます。そこで、

- 市民・事業者・行政の役割を明らかにし、行動目標を定め、
- 具体的な行動計画により取り組みの実効性を確保しつつ、
- さまざまな取り組みの体系を示し、総合的かつ連携した取り組みを進めることができます。本計画の役割となります。

3 廃棄物処理法に定める一般廃棄物処理基本計画として、市のごみ処理事業の長期的展望を明らかにする。

- 中・長期的視点からごみ排出量の見通しを定め、分別排出から収集・運搬、処理処分に至るごみ処理事業全体の長期的展望を定めます。

4 継続的に取り組みを進めるための基礎とする。

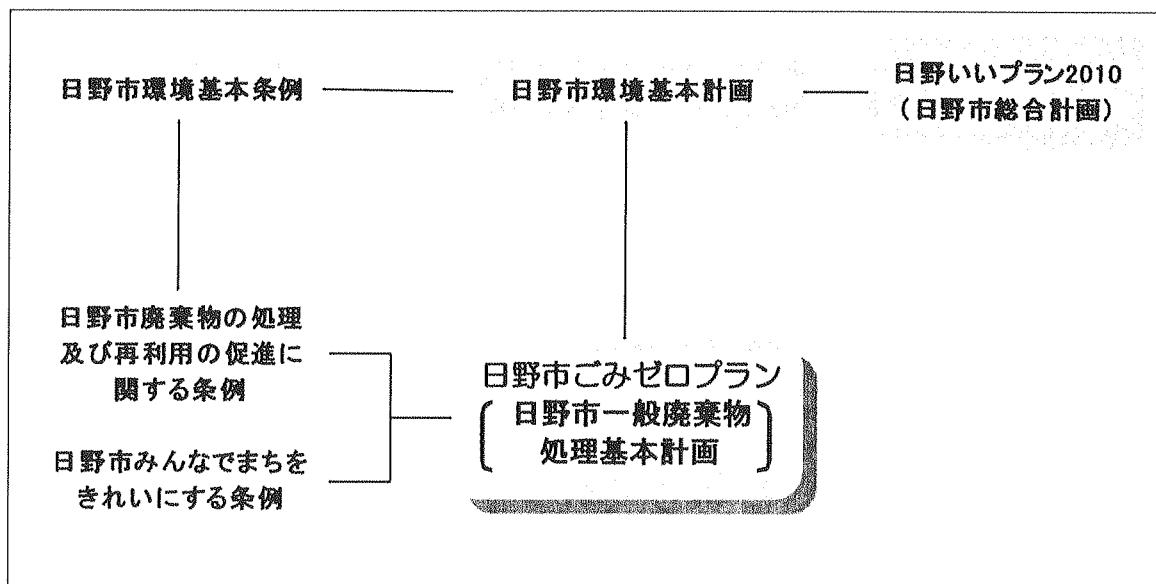
計画は策定して終わりではなく、実行されてはじめてその役割を果たしたことになります。そこで、

- 計画を進めるための推進のしくみづくり
 - 各種指標や目標の点検・評価方法
- などについて明らかにし、計画が継続的に取り組まれるようにします。

2.2 ごみゼロプランの位置づけ

本ごみゼロプランは、日野市全体の計画の中で以下のように位置づけられます。

- 直接の上位計画は、地域の環境全般に関する総合計画である「環境基本計画」（平成 10 年度策定）となります。
- 市全体の総合計画は、平成 12 年度に策定された「日野いいプラン 2010」であり、本計画に示す将来人口などの枠組みは、日野いいプラン 2010 との整合を取ります。
- 日野いいプラン 2010 は、さまざまな市民行動計画を総合的・連携的に進めていくことを求めており、本計画も平成 13 年度の重点プロジェクトの一つとして位置づけられています。そして今後ともその取り組みの進捗状況等を、日野いいプラン 2010 の進捗・管理システムなどに反映させていきます。



図表 5 本計画の位置づけ

§3 “ごみゼロ”社会に向けて

3.1 目指す“ごみゼロ”社会とは

ごみ処理事業は、「出されたごみを早く、きれいに片づける」ことが第一の目的だった時代から、資源分別収集を基本としたリサイクル推進の時期を経て、近年は、「循環型社会」という概念が定着しつつあります。その具体的な取り組み内容は以下のように整理されます。

1 ごみの発生そのものを回避する＝ごみとなるものを作らない・売らない

まず、製造・流通・販売の過程において、使い捨てのもの、リサイクルできないものを作らない、売らないという取り組みが求められます。生産者にこれらの取り組みを求めるなどを、法的な概念では「拡大生産者責任」(EPR=Extended Producer Responsibility)といい、平成12年に施行された循環型社会形成推進基本法にEPRの規定が盛り込まれたのを受け、現在国においてもEPRを具体化するための法制度の検討が進められています。

2 ごみの発生を抑制する＝ものを可能な限り長く使い、廃棄物としない

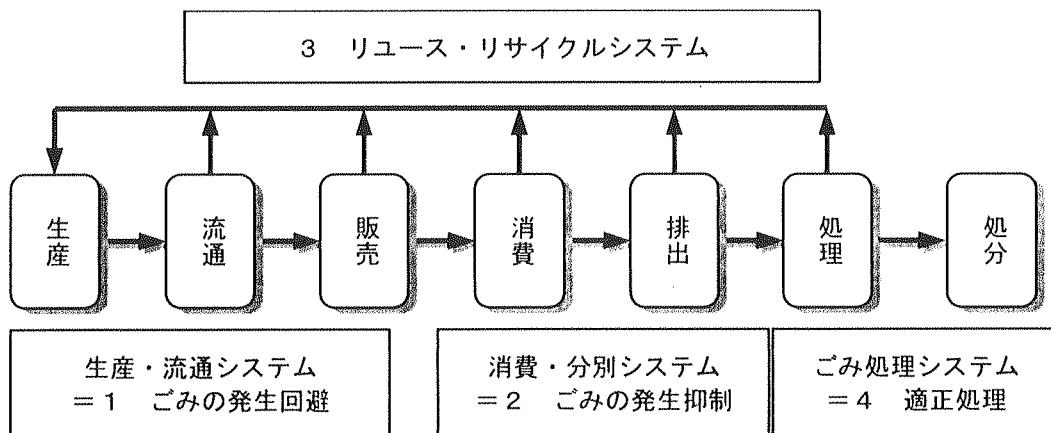
ごみを出す排出者（市民や事業者）においても、ものを可能な限り長く使う、廃棄物を残さず消費し尽くすといった、排出抑制が求められます。

3 それでも排出された不用物は、可能な限り再使用・再生利用する

排出された不用物は、分別を徹底し、そのまま使えるものは再使用（リユース）し、リユースできず素材として再生できるものは、再生利用（リサイクル）します。

4 最後に残った廃棄物は適正処理する。

最後に残された廃棄物は適正処理を行い、環境への負荷を最小限に止めることが必要です。

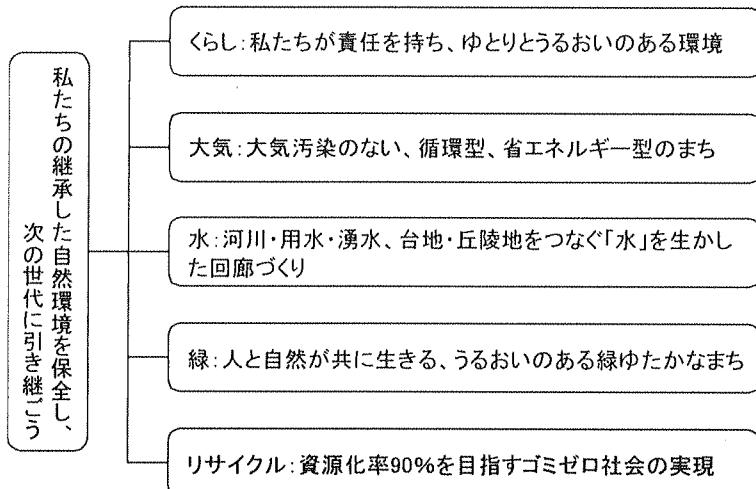


図表 6 ごみゼロに向けたしくみづくりの全体像

(参考) 日野市環境基本計画の概要

(1) 計画の概要

平成10年に策定された環境基本計画では、下図のとおり「資源化率90%を目指すごみゼロ社会の実現」が「廃棄物・リサイクル」に関する目標として掲げられています。



図表7 環境基本計画の施策体系（抜粋）

その具体的な取り組み項目は以下に示すとおりであり、必ずしもリサイクルの推進だけではなく、まず「発生回避」を基本に置いた取り組みを市民・事業者・行政に求めています。

① 生産・流通システム

- 生産者の責任一環境に配慮した製品の製造・販売など
- 生産・流通段階での「廃棄物の発生回避」の必要性

② 消費・分別システム

- 一人ひとりの消費行動の変革
- 分別のしくみの変更

③ ごみ処理システム

- 「燃やさない」「埋め立てない」ごみ処理システムを目指す
- ごみ処理の基本的な考え方として、以下の優先順位で進める。
 - 1.発生回避、抑制（リデュース）
 - 2.再使用（リユース）
 - 3.再利用（リサイクル）
 - 4.熱回収
 - 5.適正処理

④ 資源再生リサイクル・システム

- 循環型の回路づくり特に、地域内でなるべく小さく回る循環を目指す
- 情報の周知徹底と公開
- 事業者回収などの資源回収の徹底
- 再使用の推進
- 生ごみ、枝葉、プラスチックの資源化の推進

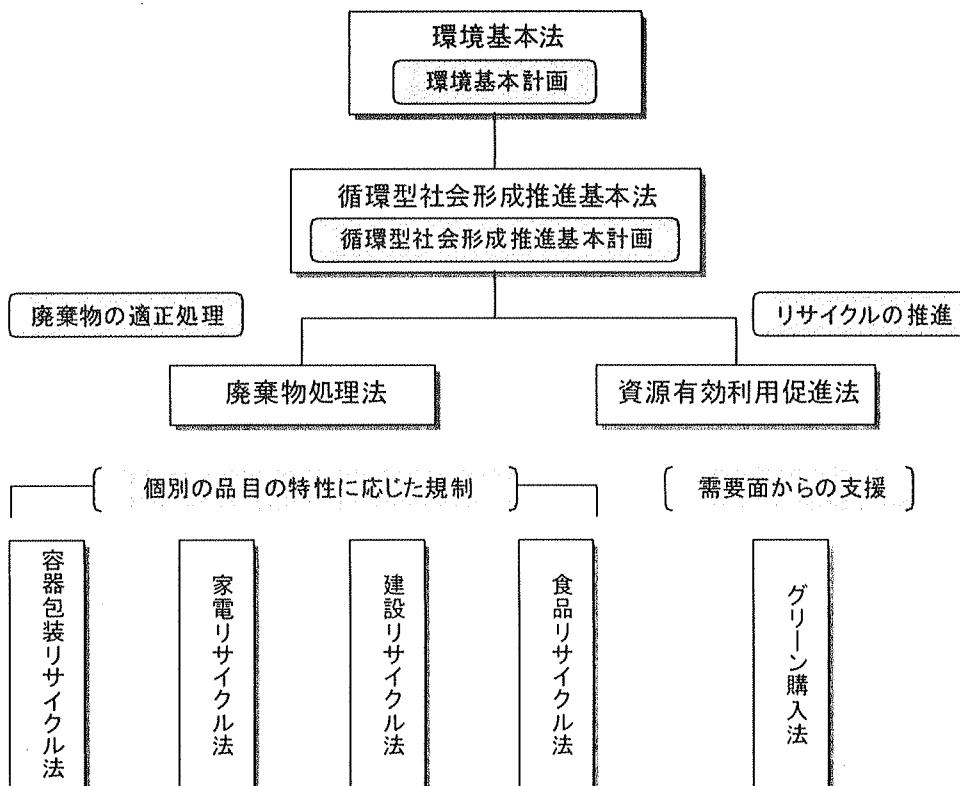
(2)環境基本計画のその後

環境基本計画の推進のしくみづくり

- 環境基本計画を着実に推進していくため、市では毎年度「環境白書」をつくり、進捗管理を行っています。ごみゼロプランも、このしくみと連動する必要があります。
- 市民・事業者との協働による推進のしくみづくりは、日野いいプラン 2010 でも施策として掲げられています。ごみゼロプランにおいても、これと連携した推進のしくみづくりが必要です。

循環型社会形成推進基本法の施行、本市のごみ改革などを受けた、さらなる取り組みの推進

- ごみ改革の結果、ダストボックスの廃止、資源分別収集の徹底など、環境基本計画に掲げられた多くの施策が実現されました。
- しかし、そのためにかえって、生ごみやプラスチック製容器包装など、市民・事業者の行動がなければ「発生回避」できないごみの存在もあらわになってきました。
- 環境基本計画の策定後、国レベルでは「循環型社会形成推進基本法」など、より一層製造・流通・販売から市民生活に至るごみ回避の責任の徹底を求めた法が整備されつつあります（下図参照）。これらの法の具体化を後押しするような取り組みが、地域にも求められます。



図表 8 循環型社会形成の推進ための法体系（資料：平成 13 年度循環型社会白書、環境省）

3.2 “ごみゼロ”への課題～ごみ改革後に向けて～

「ごみ改革」によりごみ量は半減しました。これは市民・事業者の皆さんの努力と行動の貴重な成果です。

しかし、ごみはまだゼロではなく、焼却されたり埋め立てされたりして、環境の負荷となっている部分は依然として残っています。非常に少なくなった市民一人あたりのごみ排出量も、今後「慣れ」などが生まれれば、急激に増加に転ずる（“リバウンド”する）恐れもあります。加えて、ごみ改革により資源回収量は大幅に増加しましたが、再生資源市場では、全国的に資源の過剰問題も起こっています。

拡大生産者責任が議論されているいま、本当の市民・事業者・行政の適正な役割分担とは何かについては、まだ解決に至っていません。

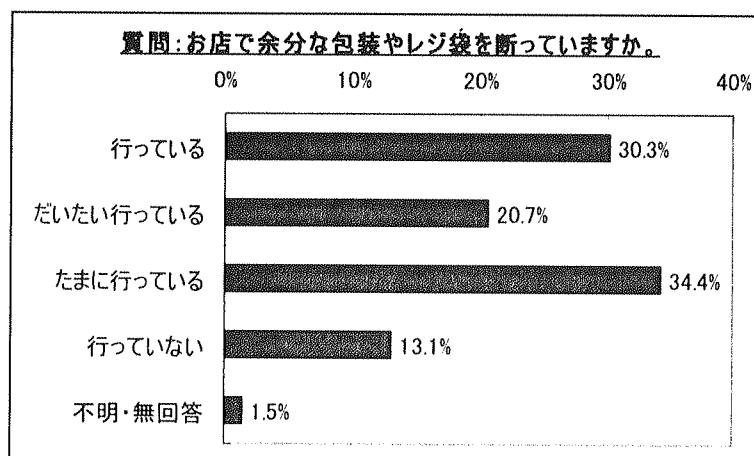
「ごみゼロの社会」とは何か、これを実現するにはどうしたらよいか、ようやくスタートラインに立ったところと認識されます。

このことを踏まえ、主な検討課題を以下に整理します。

(1)市民の意識・行動の現状と課題

①ごみ改革により大きく変わったのは市民の意識・行動

平成13年度に行った市民アンケート調査によると、多くの市民が「店で余分な包装を断る」などの環境行動を行うなど、市民の行動が大きく変化したことが分かります。

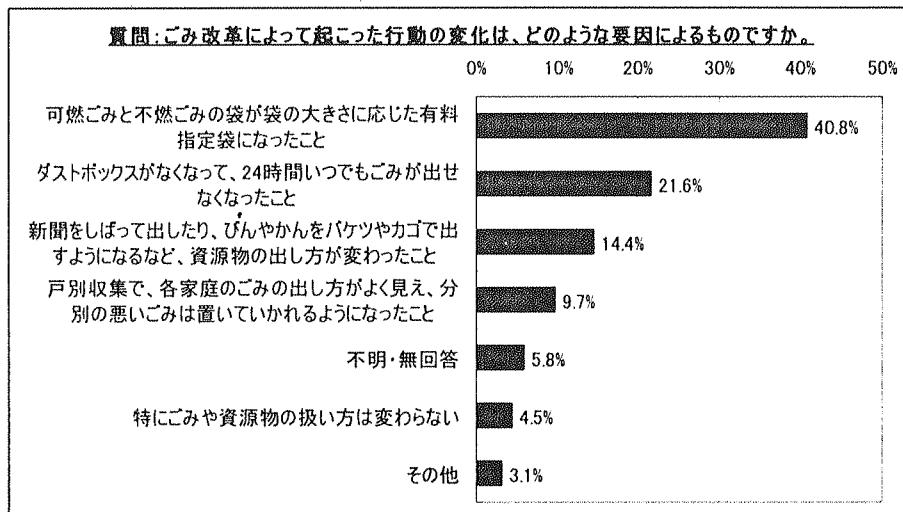


図表 9 市民アンケート調査より①

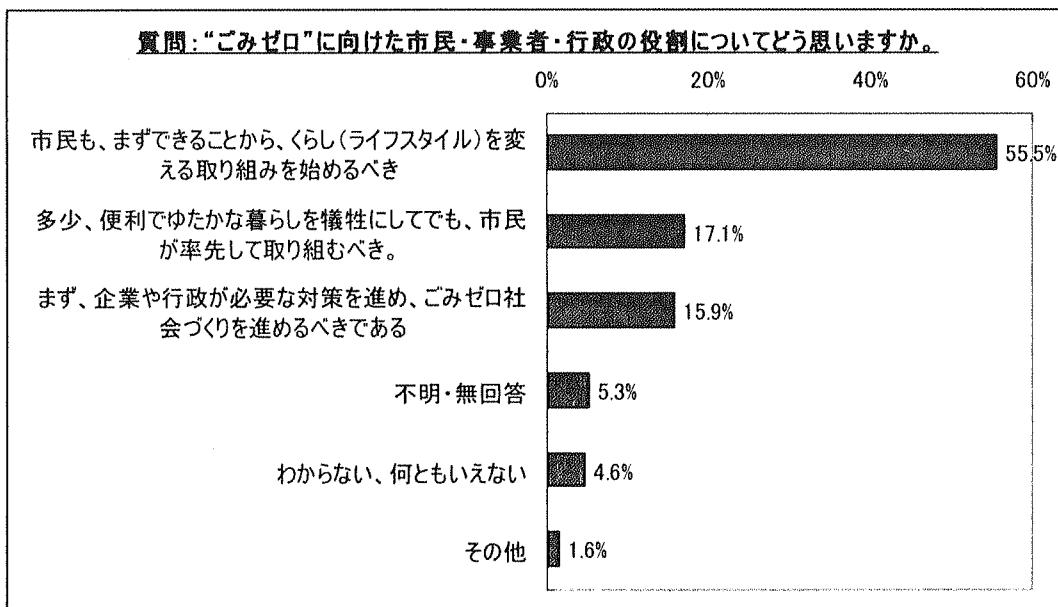
また、「ごみ改革」で行動が変わった1番の要因は何かをたずねたところ、「有料化になったから」という要因の他、「ダストボックスが無くなったから」「戸別収集になり、各個人の責任が求められるようになった」「資源の出し方が変わった」という要因にも支持が集まっています。単なる「有料化」の効果だけではなく、これらさまざまな要因があわさって、各家庭のごみに対する責任感が変わったことがうかがえます。（図表 10）

さらに「ごみゼロ社会に向けて、市民・事業者・行政はどのような役割を果たすべきか」という問い合わせには、企業の責任を求める声よりも、「市民がまずできるところから取り組む」といった意見の方に多くの回答が集まりました。(図表 11)

ごみゼロプランのあり方を考える上で、このような市民意識の盛り上がりや行動の変化をしっかりと受け止め、さらに次の段階の意識・行動へつなげていくことが、非常に重要と認識されます。



図表 10 市民アンケート調査より②



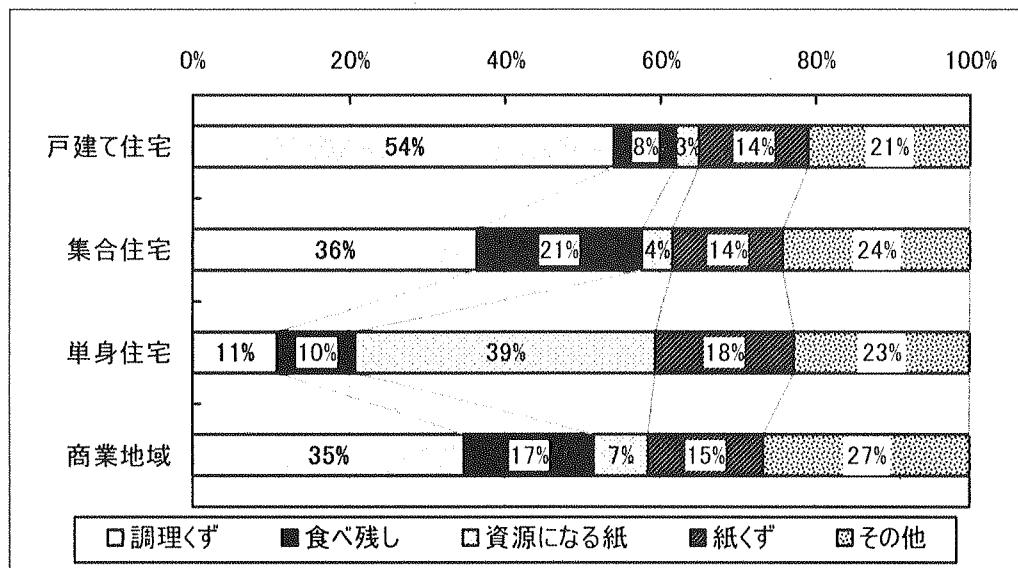
図表 11 市民アンケート調査より③

②さらに市民の皆さんの協力が必要な部分も

次のグラフは、地域特性別にみた、平成13年度ごみ組成分析調査結果です。

これをみると、単身住宅（単身者用マンションなど）では資源化可能な古紙類が多く含まれるなど、ごみの分別が不徹底な部分がまだ見られます。

また、日野市は転入・転出も多く、かつ、今後少子・高齢化が進み世帯数も増えることから、よりきめ細かな分別の徹底が必要と考えられます。



図表 12 平成13年度 地域特性別可燃ごみ組成分析調査結果

③事業系ごみは、今後とも減量努力が必要

一方、事業系ごみについては、ダストボックスが廃止となった結果、家庭ごみに混入していたものが事業系ごみとしてカウントできるようになりました。市内の事業所は公共処理にごみ処理を頼っている小規模事業所がほとんどであり、今後とも事業所自らの努力による減量化・資源化の推進が必要です。

検討課題1：

市民・事業者の意識と行動の持続と、さらなる分別の徹底

(2)市民の努力で減らせる生ごみ、

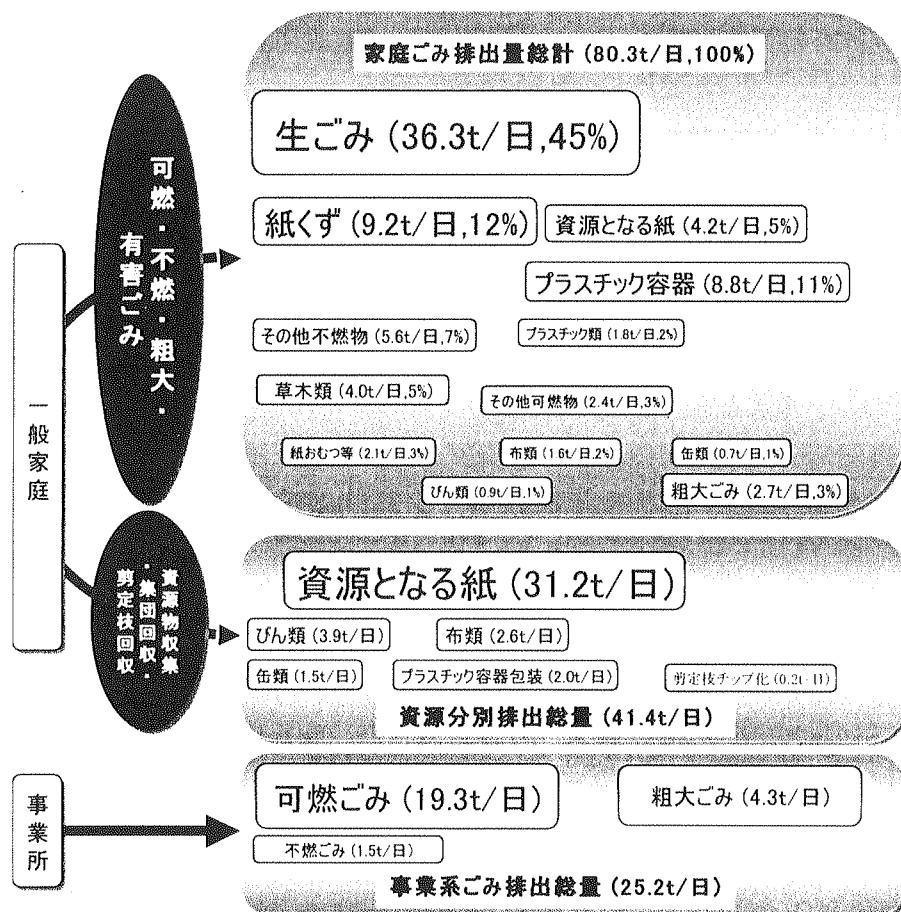
市民だけではなく、製造・販売事業者も削減に努力すべきプラスチック製容器包装

次の図は、ごみ改革後の平成13年度のごみ組成分析調査から推定した、ごみや資源のもの別の1日あたり排出量です。

資源分別が進んだ結果、生ごみの量は約36t／日と、不燃ごみや粗大ごみも含む全家庭ごみ排出量の約45%を占めるまでになっています。また、資源化がしにくい、プラスチック製容器包装の量が、相当量にのぼっていることがわかります。

これだけの量のものを減量・資源化できれば、日野市がさらに“ごみゼロ”に近づくことが出来ることは明らかです。しかし、これを一気に分別収集し、資源化するとなると、収集体制と資源化施設の整備に多大なコストとエネルギーが必要となり、さらに資源化したものを受け皿も用意しなければなりません。

排出者である市民・事業者の意識が大きく変わり、そして拡大生産者責任のあり方が社会的に問われている今、これらのごみをどのようにしたら削減でき、リサイクルできるか、排出者や生産者の役割のあり方も含め、多面的に検討する必要があります。



図表 13 公共処理や資源回収へのもの別ごみ・資源分別排出量推定（平成13年度）

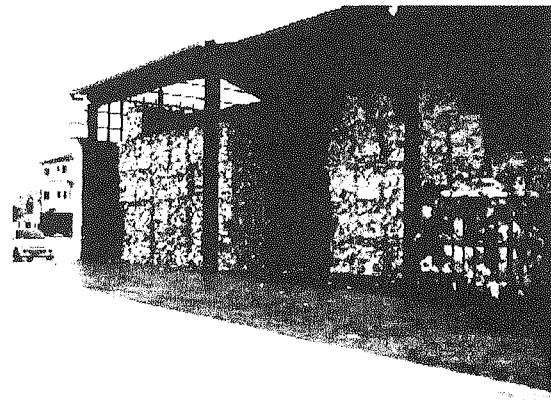
検討課題2： 生ごみ、プラスチック製容器包装類の排出抑制とリサイクル方策の検討

(3)さらに「川上」での対策に向けて～リサイクルだけでは実現しないごみゼロ社会

①危機に陥っている資源リサイクル市場

確かにリサイクルを進めることにより、目先の処理施設に入るごみは減り、埋め立て処分量も削減されます。しかし、前ページの図を見るように、日野市内で回収されるリサイクル資源は1日あたり40トン以上と、古紙類を中心に膨大な量になっています。新聞や雑誌、布類といった再生資源の市場に対する供給過剰は、すでに全国的な問題になっており、再生資源業界の経営圧迫や、資源物の一部廃棄などが顕在化しています。

大量リサイクルでは、ごみゼロ社会は実現しません。不用物の排出そのものを可能な限り抑えること、再生品を企業や消費者が積極的に使うこと、そしてリサイクルを行うにも、地域の中で小さく回るしくみを模索するなど、社会のしくみ全体の中での取り組みが求められています。



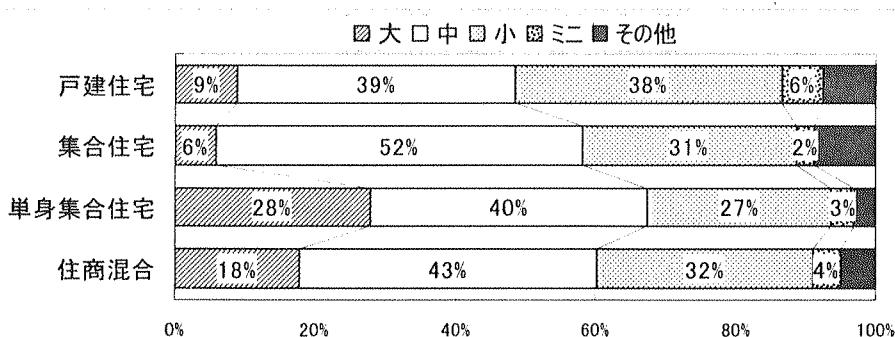
【写真】毎日集まる膨大な量の資源物（日野市資源リサイクル事業協同組合）

②ごみをゼロにしていくための負担は、どのように分かち合うべきか

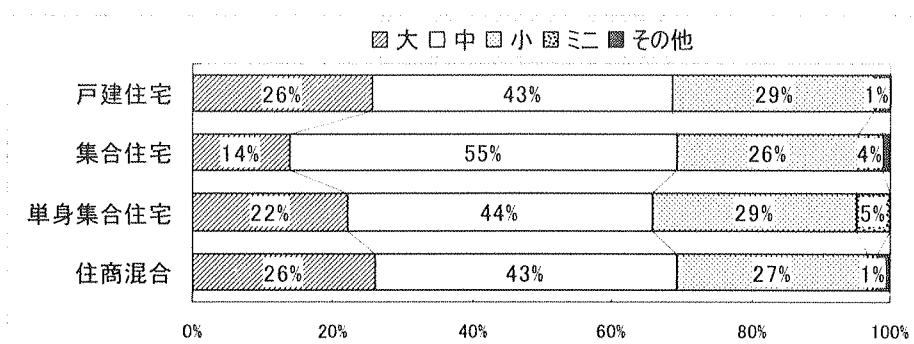
ごみ改革後、市民の方々はごみ処理手数料をどの程度負担しているのでしょうか。

現時点（平成13年度末）では、ごみ処理手数料の決算数値がありませんので、ごみの組成分析調査から考察を加えたところ、興味深い傾向が明らかになりました。

図表14は、居住形態別にみた可燃ごみの指定袋使用状況です。これを見ると、単身集合住宅は、明らかに世帯人数が少ないにもかかわらず、大袋（1袋80円）の使用比率が最も高くなっています。一般世帯では減量・分別努力により、小さい袋を使用しているのに対し、単身世帯では、袋の値段がごみ減量・分別の動機付けになっていない傾向が見られます。



図表 14 可燃ごみ指定袋の使用状況（平成13年度ごみ組成分析調査より）



図表 15 不燃ごみ指定袋の使用状況（平成 13 年度ごみ組成分析調査より）

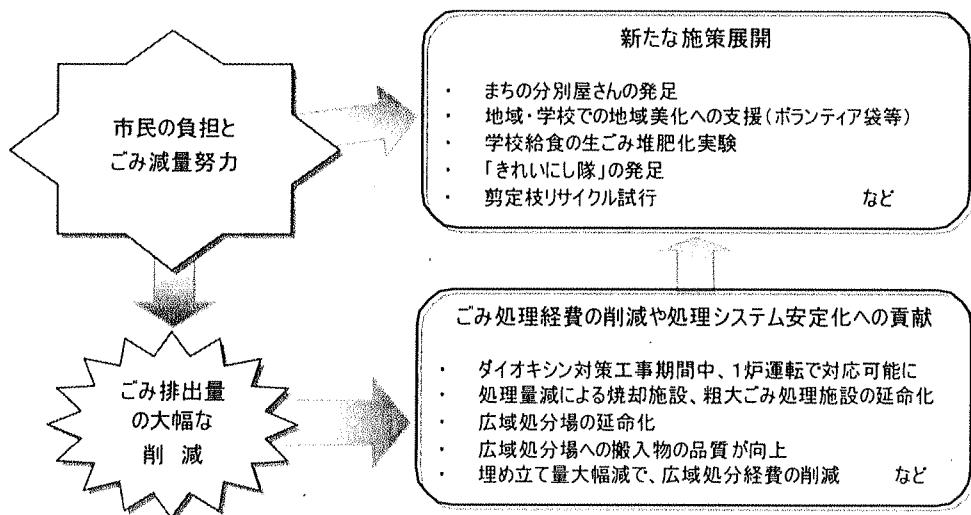
一方、不燃ごみについては、居住形態による袋の使用状況に大きな差は見られません（図表 15）。現在の不燃ごみの中身はかさばるプラスチック製容器包装が多く、なかなか減量が難しいことが分かります。

可燃・不燃ともに最も多く使用されている中袋（1 袋 40 円）を 1 ヶ月間使用した場合、世帯あたりの負担額は 480 円程度（可燃ごみ 8 回分、不燃ごみ 4 回分）です。しかし、ごみの減量・分別に努力している世帯では、小袋やミニ袋を多く使い、月あたりの負担額を 300～400 円程度にしているものと推定されます。

このように市民がごみ減量努力を行った結果、大きな財政的効果が得られています。

例えば、市では平成 14 年 11 月からのダイオキシン規制強化に備え、平成 12 年度から 2 カ年にわたり、2 炉ある焼却炉を 1 炉ずつ停止し、炉の改修工事を行いました。もしも「ごみ改革」で可燃ごみが半減していなければ、残りの 1 炉での焼却処理は不可能であり、市外に処理委託するために多大な経費がかかっていたことになります。その他、埋め立て処分費の削減（東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合との経費調整は 5 年ごとに行われます）や処理施設や処分場の延命化など、長い目で見れば、市民のごみ減量努力によるコスト削減効果は、多大なものになります。

さらに、施設維持のコストがかからない分、普及啓発活動のより一層の充実や学校給食の生ごみ堆肥化実験など、新たな事業展開への予算確保が可能になりました。（図表 16）



図表 16 有料指定袋収集導入によるさまざまな波及効果

一方、ごみ改革後、資源物回収量が約3倍となったため、ごみ・資源の収集経費は全体として増加傾向にあります。

特にPETボトルやトレー類（白色トレーとプラボトル）は、収集運搬から選別・圧縮・保管に至るまでの過程で、kgあたり200円前後の費用がかかっています（図表17）。

市から引き取りを行う再商品化事業者がリサイクルする費用は、容器包装リサイクル法に基づいて容器や中身を作るメーカー（特定事業者）が負担しているものの、その比率は市の負担よりも低くなっています。

このような市町村のリサイクル費用の負担増大や、事業者の責任が軽いことから容器包装の発生抑制につながりにくい点など、容器包装リサイクル法に関する問題点は、さまざまな地方自治体や団体から指摘されているところです。

ごみ市民会議でも、プラスチック製容器包装類の発生抑制やリサイクルのあり方が議論的となりました。

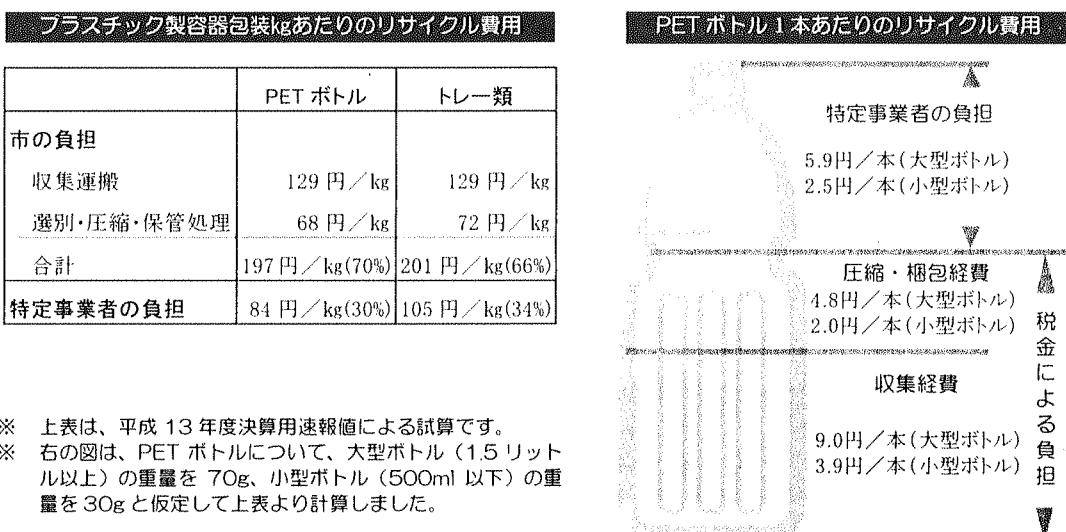
—リサイクルに費用がかかるということは、それだけエネルギーを使っているのだから、焼却処理してエネルギー回収してもよいのではないか。

—不燃ごみ収集が有料だから、お店で余計なパック類などをなるべく買わないという行動が定着しつつある。もしも、無料でプラスチック製容器包装の収集品目を拡大すると、容器類を捨てやすくなり、生活スタイルが元に戻ってしまうのではないか。

—もっと発生抑制を促すためには、PETボトルやトレー類は有料で収集してもよいのではないか。

そんな意見までが出されています。

ごみの発生抑制のために、まだ市民の負担が足りないのか、それとも、ものを作る側、売る側が、市民の意識と行動の変化を受け止めて自ら変わっていくべきなのか。ごみ減量に努力し、結果を示した日野市民だからこそ、説得力を持って問いかけることができる課題であるといえます。



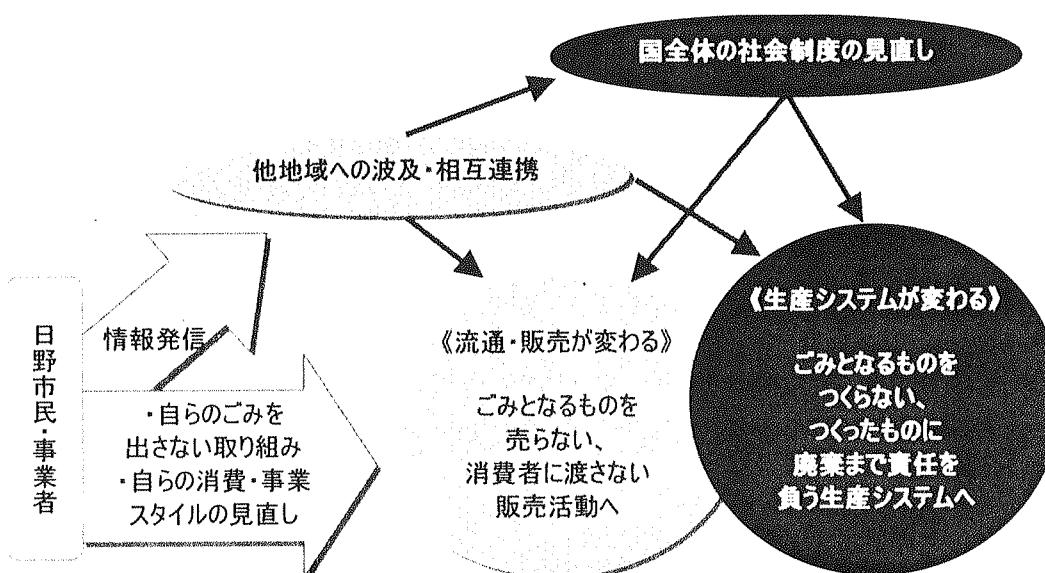
図表17 本市のプラスチック製容器包装リサイクルに関する経費分析（試算）

③ものの流れの上流部、川上への対策をどのように展開するか

このように、社会のしくみそのものを“ごみゼロ”指向へと変革していくには、市民の力だけではなく、ものを製造・販売している事業者がその責任（拡大生産者責任：EPR）を果たしていくことが望まれます。

EPRについては、循環型社会形成推進基本法に基づき、国もその具体化に向けた検討を進めているところですが、本市としても、ごみ改革の成果を後戻りさせないためには、市民・事業者の意識・行動の変化が多摩地域へ波及し、そして国全体の大量生産・大量消費・大量廃棄のしくみが変わっていく、というビジョンを持って取り組みを進める必要があります（図表 18）。

このようなビジョンを現実のものとするために、具体的にはどのような切り口で実践的な取り組みを行うのか、これが本計画で検討すべき一つの大きな課題です。

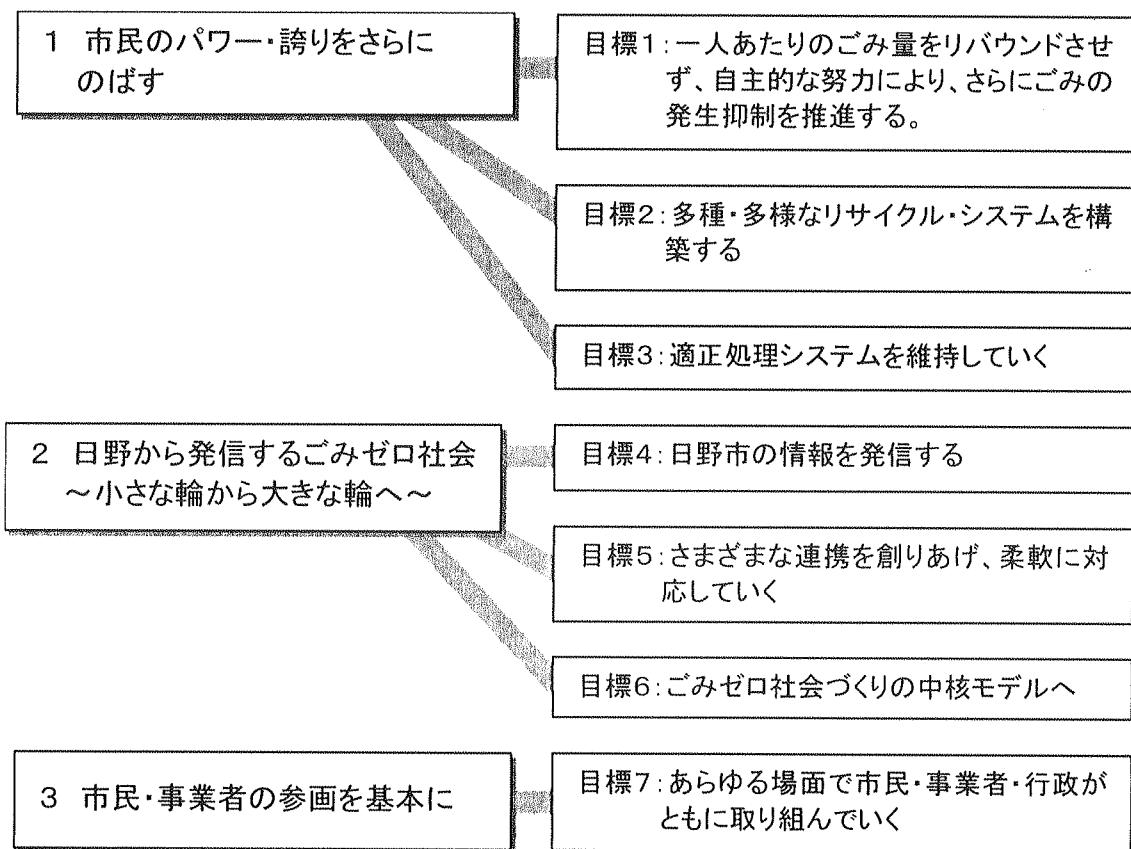


図表 18 “川上”に向けた取り組みの推進イメージ

検討課題3： 「川上」に向けた取り組みの推進

§ 4 ごみゼロに向けた基本方針

これまで述べた検討課題を踏まえ、本計画では“ごみゼロ社会”の実現に向け、次の基本方針を持って計画を進めていくこととします。



図表 19 ごみゼロに向けた基本方針

4.1 市民のパワー・誇りをさらにのばす

「ごみ改革」を通じ、市民・事業者が大きなパワーを発揮し、高水準のごみ減量・リサイクルを達成したことは誇りとすべきことです。

今後は、このパワーを減衰させず、ともに高めあうことにより、日野市内に多種多様な取り組みの輪を構築していきます。その目標は以下のとおりです。

目標1：一人あたりのごみ量をリバウンドさせず、自主的な努力により、さらにごみの発生抑制を推進する。

まず第一に、現在のごみ排出水準を維持し、今後「慣れ」や「気持ちのゆるみ」などにより、ごみ量の揺り戻し（リバウンド）が無いようにしていくことが大事です。そして、各市民・事業者の自主的な努力により、さらにごみの発生抑制を推進していくことを目標とします。

目標2：多種・多様なリサイクル・システムを構築する

現在、市のごみ処理事業の中で、古紙・古布類やびん・缶などの資源物のリサイクルが大量に行われており、一種の飽和状態が近づいてきています。

今後は、リサイクルを進めるにしても、販売店や事業者の回収や地域内でのリサイクルなど、市内にさまざまなりサイクルの輪を構築し、大量リサイクルではない、地域内循環を目指していくことが望ましいと考えられます。

公共のリサイクル・システムについてもこれは同様であり、全市一律の資源回収システムは維持しつつも、生ごみやプラスチックなどの未利用資源については、柔軟なサブ・システムとして循環のしくみを構築していく、大量リサイクル・システムとして定着させずに、ごみの焼却・埋め立て量を削減していくことを目指します。

目標3：適正処理システムを維持していく

排出抑制・リサイクルを進め、それでも残ったごみについては、今後とも適正な処理・処分を行っていきます。焼却処理・埋め立て処分といったごみ処理システムは、必要最小限のものとして整備していくことが求められます。

4.2 日野から発信するごみゼロ社会～小さな輪から大きな輪へ～

現在の大量生産・大量消費・大量廃棄、そして大量リサイクルのシステムは、日野市という一地域で変革できるものではありません。

一方で、国等の法制度の整備を待っているだけでは、現状でもかなりの水準を達成している本市のごみの排出抑制水準を、より高い段階へと持っていこうとしても、その過程のどこかで限界が生じます。

本市の取り組みを積極的に発信し、他の地域とも連携しつつ取り組みの輪を広げ、国や都の広域的な政策に反映してもらい、さらにその成果を本市の取り組みに還元していく、といった積極的な役割が本市の市民・事業者・行政には求められます。

目標4：日野市の情報を発信する

本市のごみ・リサイクルに関するさまざまな情報を市民のみならず、全国的にも積極的に発信していきます。

目標5：さまざまな連携を創りあげ、柔軟に対応していく

他都市・地域との情報交換などを通じ、さまざまな連携をつくりあげ、本市の取り組みに反映できるものについては柔軟に対応していきます。

目標6：ごみゼロ社会づくりの中核モデルへ

取り組みの成果を、広域的に活動している企業・企業団体や国・都などに発信し、働きかけを行うことにより、地域から社会を変えていきます。その中で、日野市はごみゼロ社会づくりの中核モデル都市となることを目指します。

4.3 市民・事業者の参画を基本に

目標7：あらゆる場面で市民・事業者・行政がともに取り組んでいく

以上のような取り組みを進める上で、あらゆる場面で市民・事業者の積極的な参画を得、三者が協働で取り組んでいくことを基本とします。これは「日野いいプラン 2010」に掲げられた日野市のまちづくりの基本姿勢でもあり、ごみゼロに向けた取り組みが、市民・事業者の最も身近な環境問題の一つとして、市民・事業者参画・協働のモデルとなることを目指します。（次ページに、日野いいプラン 2010 の概要を参考として示します）

(参考) ともに創りあげるまち～日野いいプラン 2010 の概要

(1) 日野市における市民参画の流れ

日野市では、さまざまな行政施策が、市民参画を得ながら市民・行政との協働で計画され進められてきています。ここではその概要を示します。

図表 20 主要な計画づくりにおける市民参画

計画名	参画市民数	形 式	市民参画の概要
■環境基本計画 (平成 8～平成 10 年度)	109 名	・ワーキングチーム ・テーマ別5分科会 「くらし」「大気」「水」「緑」「リサイクル」	<ul style="list-style-type: none"> 公募に応じた109名全員の市民に参加してもらい、分科会ごとに分かれて作業を行った。 109名もの多くの市民と共に計画作成すること自体がはじめての試みであり、市民・行政共に、手探りで進めていった。 計画の内容から文章にいたるまで、行政等と相談のうえ、市民が主体となって作成したもの。 会議の運営は市民の自主運営形式で行った。
■緑の基本計画 (平成 9～平成 10 年度)	32 名	・勉強会+ワーキング (緑と水の市民塾)	<ul style="list-style-type: none"> 素案づくりから市民参画の場として「緑と水の市民塾」を組織。勉強会、ワークショップ、現地ウォッチングを重ね、地権者との意見交換、シンポジウムを行ってきた。
■日野いいプラン 2010 (第 4 次日野市基本構想・基本計画) (平成 11～平成 12 年度)	191 名	・ワーキングチーム ・テーマ別6分科会	<ul style="list-style-type: none"> 約200名のワーキングチームメンバーが、6つの分科会に分かれて作業を行う。 徹底的な今後の「協働」を意識した計画づくりであり、そのことは計画策定後の市民行動計画プロジェクトの実施に表れている。
■都市計画マスタープラン (平成 11～平成 12 年度)	会議 14 名 広場 86 名	・まちづくり会議 ・まちづくり広場（地区別）	<ul style="list-style-type: none"> 「地域まちづくり広場」で地域ごとの計画の素案を作成し、「市民まちづくり会議」でそれらの素案を調整して取りまとめ、都市計画マスタープラン案を策定する二層式の市民参画を行っている。
■生涯学習推進計画 (平成 11～平成 12 年度)	72 名	・検討部会 (ワーキング形式含む)	<ul style="list-style-type: none"> 計画の内容、構成、文章について、市民と行政が適宜役割分担を行い作成した。 途中でテーマ別分科会に分かれて作業を行うなど、会議の運営において部分的に市民の自主運営を取り入れた。

(2)日野いいプラン 2010 の基本的な考え方

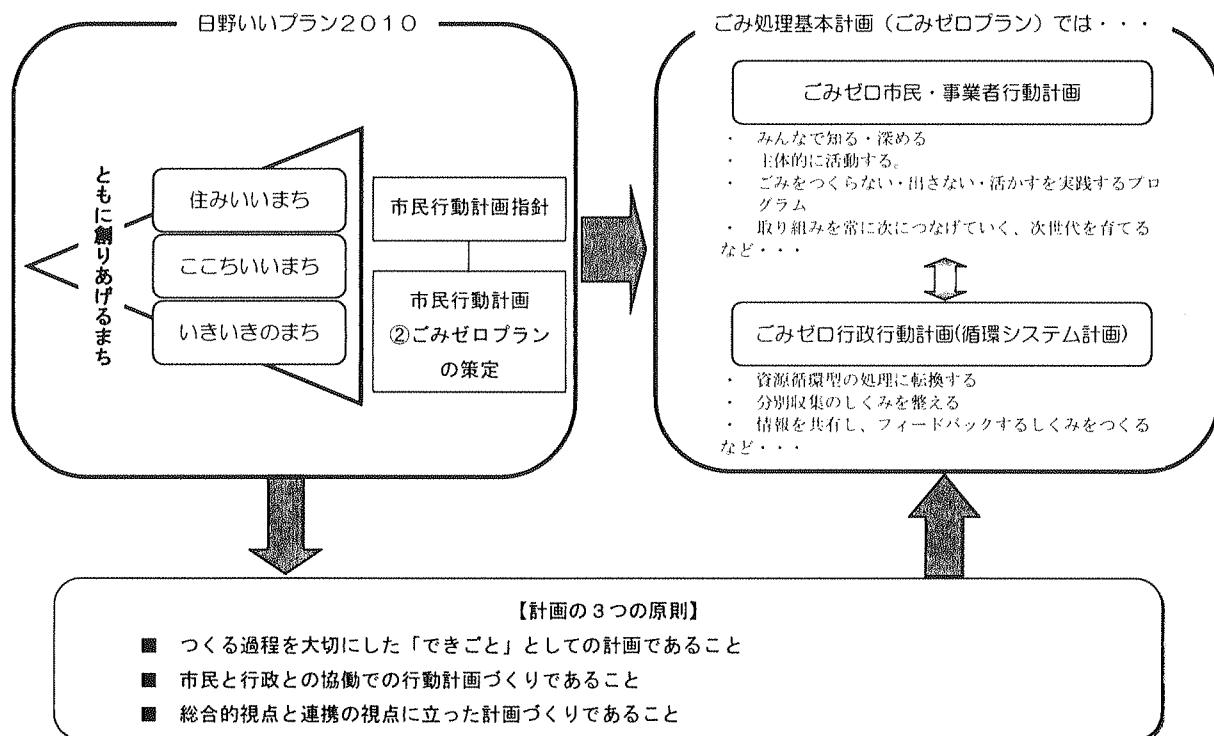
まちづくりの3つの原則を設けています。

- つくる過程を大切にした「できごと」としての計画であること
- 市民と行政との協働による行動計画であること
- 総合的視点と連携の視点に立った計画であること

現在、プランを確実に実現させていくために、推進事業の一つとして、プロジェクトチームによる市民行動“計画づくり”に取り組んでいます。
“ごみゼロプランはその一つです。

平成13年度市民行動計画 8プロジェクト

- (1)市民参画による進行管理
- (2)ごみゼロ計画策定
- (3)高齢者の健康を考える
- (4)防災まちづくりを考える
- (5)ドメスティック・バイオレンスを考える
- (6)交流センターの市民運営を考える
- (7)公園探検隊の実施
- (8)健全財政を考える



図表 21 日野いいプラン2010からごみ処理基本計画の策定へ

II “ごみゼロ”の基本構想

§ 1 基本的な事項

1.1 ごみゼロプランの計画期間

目標年次：平成 22 年度（2010 年度）

平成 22 年度までの期間を次のように区切り、それぞれの期間において、計画全体の見直しを図ります。

- 短期：平成 14 年度～平成 16 年度（2002 年度～2004 年度）
- 中期：平成 17 年度～平成 19 年度（2005 年度～2007 年度）
- 長期：平成 20 年度～平成 22 年度（2008 年度～2010 年度）

1.2 ごみゼロプランの対象

(1) 対象地域

日野市全域を対象とします。

(2) 対象とする廃棄物など

①ごみ・不用物

市内の一般家庭、事業所で不用となって、排出されるごみ（一般廃棄物）や資源物を対象とします。産業廃棄物は対象としません。

②生活排水（し尿・浄化槽汚泥・生活雑排水）

公共下水道で処理されない生活排水も一般廃棄物となりますので、これも対象とします。

生活排水には、くみ取りし尿・浄化槽汚泥・生活雑排水が含まれます。

1.3 人口およびごみ・不用物発生量の枠組み

(1) 人口の枠組み

ごみゼロプランでは、将来人口の枠組みとして、「日野いいプラン 2010」で掲げられた将来人口を用います。

日野いいプラン 2010 では、2010 年 1 月 1 日の全市人口を 185,000 人としていますので、これを 10 月 1 日人口に補正したものを用います。

図表 22 将来人口の枠組み

年度	13(実績)	16	19	22
人口	166,016	173,700	180,200	186,600

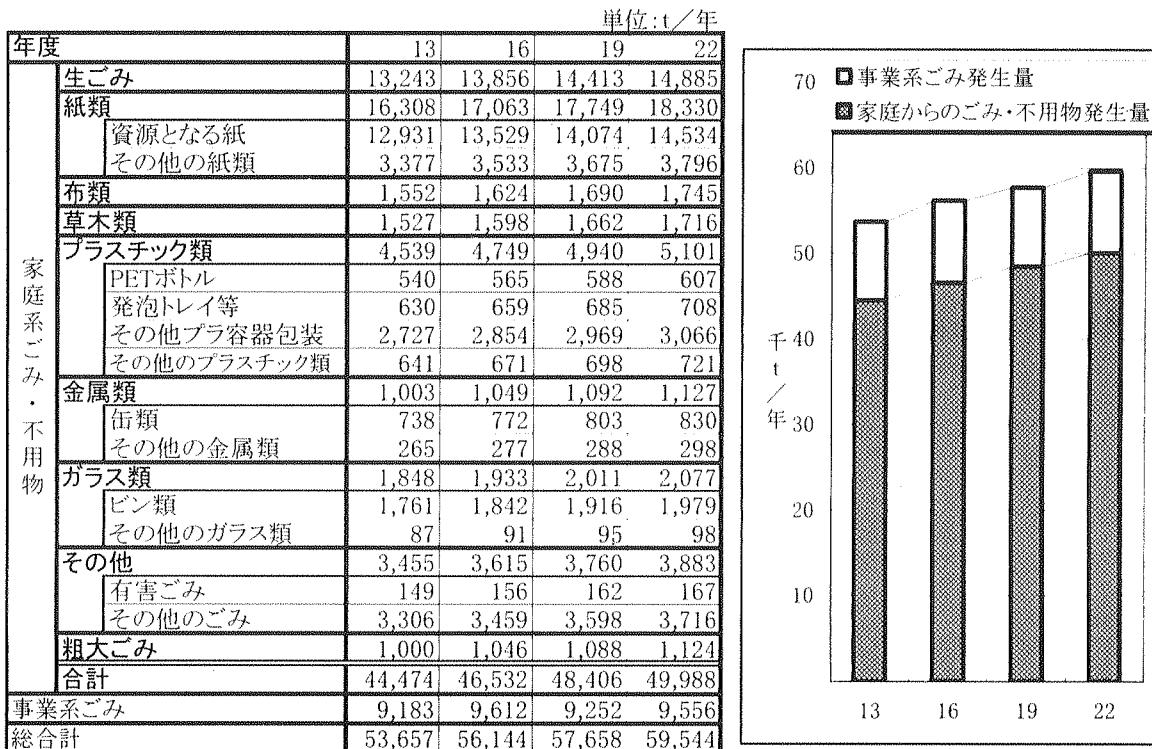
(2)ごみ・不用物の発生量の枠組み

市内から発生するごみや不用物は、排出者である市民の意識や行動、そして社会経済全体の情勢によって、その量が変化していきます。

本ごみゼロプランでは、市内におけるごみや不用物の発生量の見込みを行うにあたり、次のような前提条件を立てることとします。

- 市民のごみ減量や分別・リサイクルに対する意識を継続させることにより、市民一人あたりのごみ・不用物発生量は、平成13年度レベルより増やさない。
- 事業所ごみについても同様に、家庭系ごみに対して一定の割合（13年度の家庭系ごみ・事業系ごみの比率）を保つ。

この前提条件を元にすると、今後のごみ・不用物の発生量の増加は、人口増加のみに起因するものとなります。これを下図に示します。



図表 23 現状のまま推移した場合のごみ・不用物の種類別発生量の見込み

※この見込み量は品目別の発生量見込みであり、分別区分ごとの収集量ではありません。

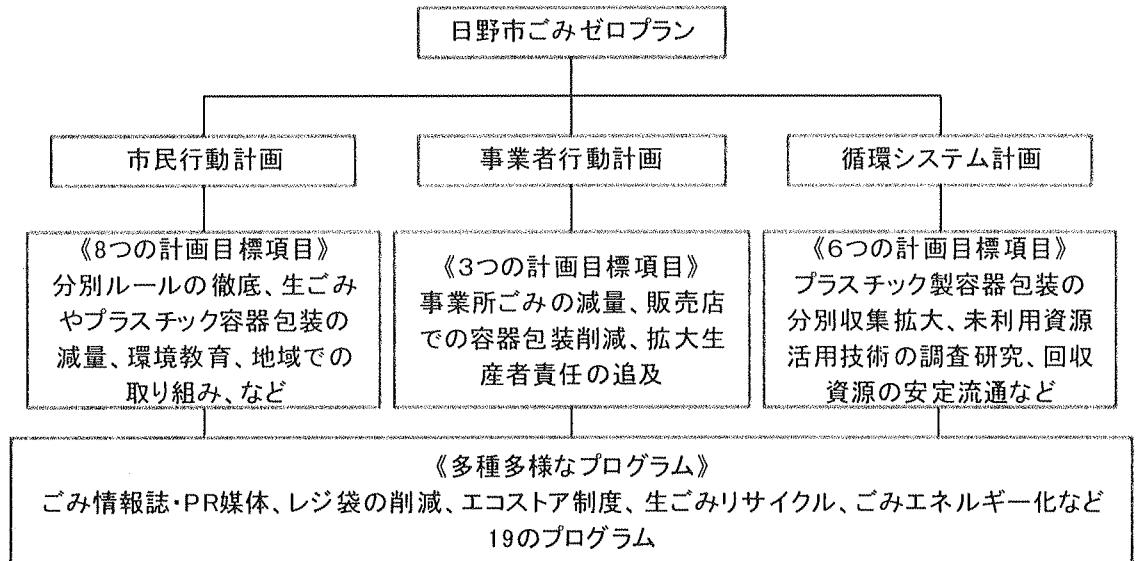
§2 計画における取り組みの体系

2.1 ごみゼロプランの構成

ごみゼロプランは、図表 24のように「市民行動計画」「事業者行動計画」「循環システム計画」の3つの柱から構成されます。

各計画には、大きな目標としての計画項目があり、さらにこれを具体化するためのさまざまなプログラムが組まれています。

また、各計画の主な役割・特徴は図表 25のとおりとなっています。



図表 24 ごみゼロプランの構成

図表 25 ごみゼロプランの3つの柱の役割と特徴

3つの柱	役 割	計画の特徴
市民行動計画	市民の主体的な行動による ごみ減量、ごみゼロ社会づくり	<ul style="list-style-type: none">■ 市民・事業者の参画■ 計画づくりだけではなく、計画実行段階での参画の推進■ 多種多様なプログラム優先順位付け■ 全市一律でなくともよい
事業者行動計画	事業者の主体的な行動による ごみ減量、ごみゼロ社会づくり	<ul style="list-style-type: none">■ 排出～処分までのトータルなシステムで考える。■ 短期・中長期のシステムのあり方■ 市の基盤づくりとして、実現可能なシナリオを検討する。
循環システム計画	市の循環型処理システムの 整備推進と、広域連携、社会制度づくり	<ul style="list-style-type: none">■ 排出～処分までのトータルなシステムで考える。■ 短期・中長期のシステムのあり方■ 市の基盤づくりとして、実現可能なシナリオを検討する。

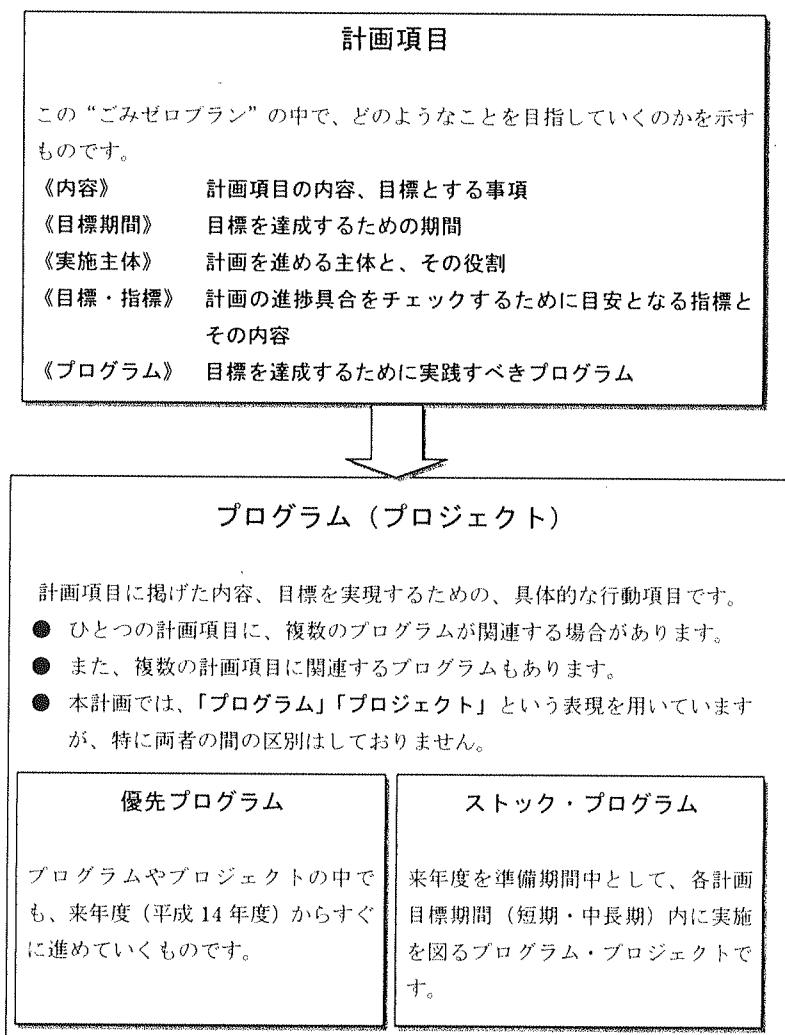
2.2 計画項目・プログラムの体系

(1)計画・プログラムの全体像

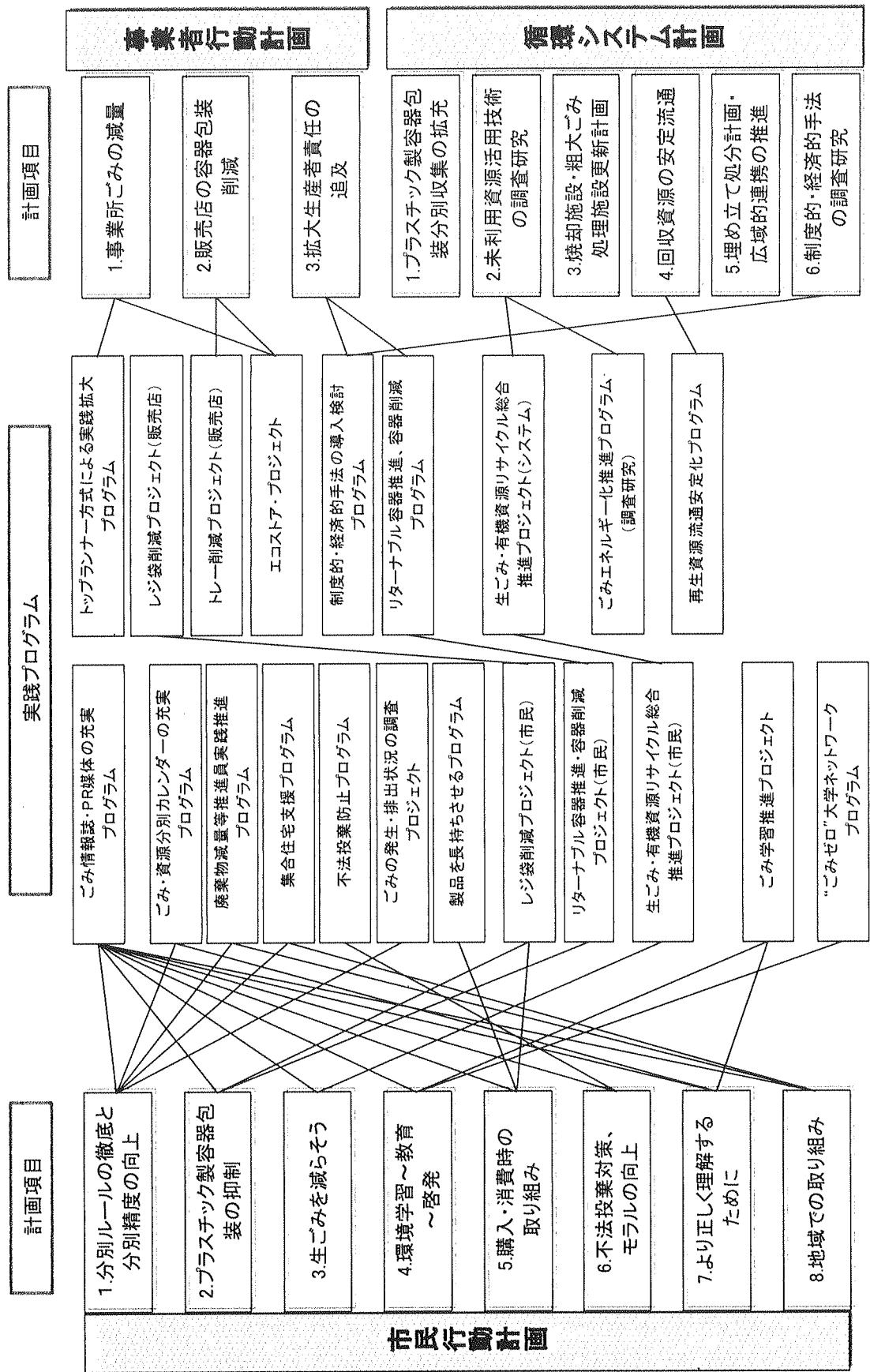
「市民行動計画」「事業者行動計画」「循環システム計画」は、計画の基本的な方向性、目標を定める「計画項目」と、計画項目を達成するための手段である「プログラム」（プロジェクト）から構成されています。

さらに、プログラム（プロジェクト）は、短期（平成14年度～16年度）中に実行に移し、比較的短いサイクルで点検・見直しをしながら進めていく「優先プログラム」と、中長期（平成17年度～22年度）を見据えて実現を図っていく「ストック・プログラム」とに整理しています（図表26）。

このようなカテゴリで、取りまとめた計画の全体像は、次ページの図表27に示すとおりとなっています。



図表26 本計画における「計画項目」「プログラム」の概念



図表 27 ごみゼロプランの計画項目・プログラムの全体像

(2) もの別計画項目・プログラム一覧

私たちの生活からは、さまざまな素材のものが、「ごみ」や「不用物」として排出されています。そこで、前ページ図表 27に示した計画体系を「もの」別に取り組むべき次項として整理し、より具体的な施策のイメージに置き換えました。これを図表 28に示します。

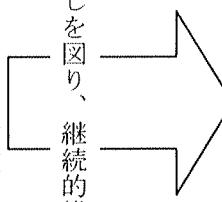
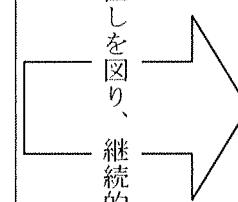
図表 28 もの別の主な計画項目・プログラム内容

もの	製造・流通・販売段階（事業者）	消費・排出段階（市民・事業者）	収集・処理・リサイクル段階（行政）
生ごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内での減量実践 ・コンポスト容器・処理機の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食を対象とした循環システムの確立 ・小規模循環システムの拡大 ・バイオガス化等新技術導入の検討
古紙・古布類	<ul style="list-style-type: none"> ・再生紙の積極的利用 ・販売店回収の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団回収、販売店回収の利用 ・分別の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源流通安定化のための検討
紙製容器包装類	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て容器の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て容器の回避 ・分別の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源流通安定化のための検討
草木類		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内での減量実践 ・分別収集への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝回収の拡充 ・チップ有効利用方策の検討 ・バイオガス化等新技術導入の検討
ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・リターナブル容器への切り替え ・リサイクルの適正な費用負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・リターナブル容器の積極的使用 ・分別収集への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・分別収集の実施
レジ袋	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋削減プロジェクト 	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物袋持参の推進 	
トレー類	<ul style="list-style-type: none"> ・トレー削減プロジェクト 	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物行動の変革 ・販売店返却の実施 ・分別収集への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・色つき・透明トレーへの分別収集拡大
パック・ボトル類	<ul style="list-style-type: none"> ・詰め替え容器等、使用量の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物行動の変革 ・分別収集への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・分別収集・リサイクル
その他プラスチック製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大生産者責任の追及 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民のごみに対する理解を深めるプログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れたものは焼却処理へ
びん類	<ul style="list-style-type: none"> ・リターナブル容器の普及プロジェクト 	<ul style="list-style-type: none"> ・PR・啓発プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・びんの資源回収 ・再生資源流通安定化プログラム
缶類	<ul style="list-style-type: none"> ・リターナブル容器の普及プロジェクト 	<ul style="list-style-type: none"> ・PR・啓発プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・缶の資源回収 ・再生資源流通安定化プログラム
乾電池・蛍光管			<ul style="list-style-type: none"> ・適正処理の維持
家電製品類	<ul style="list-style-type: none"> ・修理・再生事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・修理・再生事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ処理施設における適正処理、リサイクル事務所による再生
ごみ全体	<ul style="list-style-type: none"> ・制度的、経済的手法の検討 		

2.3 計画推進のシナリオ

各計画項目を、短期・中期・長期の時系列に沿って下表に整理します。「市民」「事業者」の各行動計画については、なるべく短いサイクルで取り組みを展開し、多様な行動につなげていくサイクルを確立することを目指します。また、循環システム計画については施設整備を伴うことから、ある程度中・長期をみた施策展開を図っていきます。

図表 29 各計画項目推進のシナリオ

	短期 平成 14~16 年度 (2002~2004 年度)	中期 平成 17~19 年度 (2005~2007 年度)	長期 平成 20~22 年度以降 (2008~2010 年度以降)
全体的な目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ改革を継続させる（“振り戻し”をさせない） 	<ul style="list-style-type: none"> ○各主体の責任を徹底させる ○新たなごみ処理システムへの移行を始める 	<ul style="list-style-type: none"> ○“ごみゼロ”社会へ
市民行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分別ルールの徹底と分別精度の向上 ○ プラスチック製容器包装の抑制 ○ 生ごみを減らそう ○ 環境学習～教育～啓発 ○ 購入・消費時の取り組み ○ 不法投棄対策、モラルの向上 ○ より正しく理解するために ○ 地域での取り組み 	<p style="text-align: center;">見直しを図り、継続的推進</p> 	
事業者行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ レジ袋・トレーの販売店の取り組みによる削減 ○ トップランナー方式による事業所の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 容器包装リサイクル法の見直しなどを促す取り組み ○ 事業所の取り組みの拡大 	<p style="text-align: center;">見直しを図り、継続的推進</p> 
循環システム計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギー化など新技術の調査研究 ○ 生ごみリサイクルなど、サブ・システムの研究 ○ 「プラスチック製容器包装」分別変更のための準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「プラスチック製容器包装」分別収集の拡充 ○ し尿処理施設の更新 ○ 焚却施設などの更新計画 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 焚却施設・粗大ごみ処理施設の更新準備

III 市民行動計画

§ 1 計画の概要

1.1 現状認識と計画の考え方

(1) 現状認識

市民行動計画の策定にあたっては、以下のような現状認識から出発しました。

市民の手で、生ごみやプラスチック類を減量する取り組みが必要

ごみの中の大きな部分を、生ごみ・プラスチックが占めています。これらを、市民自らの手で減量する取り組みが必要とされています。特にプラスチック製容器包装類の削減は、製造・販売段階での企業の責任を問うための法制度の充実が望まれますが、企業責任を自覚させるための市民の取り組みもまた、重要と認識されます。

ごみの分別水準は、まだ向上させる余地があること

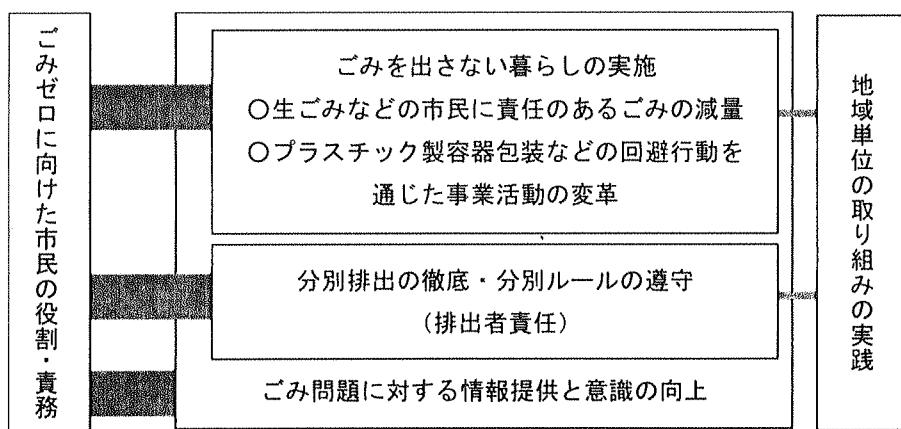
ごみ改革後、本市のごみ分別精度は大きく向上しましたが、組成分析調査などの実態を見ると、まだまだ改善の余地があります。本市は、単身者や2人世帯の比率が高く、人口の動態も激しいため、地域とのつながりが年々薄くなりつつあります。このことを踏まえ、継続的な分別ルールの徹底を図っていく必要があります。また、高齢化の進展もあり、分別ルールを徹底していくには、今後ともよりきめ細かな配慮も必要と思われます。

ごみ問題に対する情報、認識をより高める必要があること

ごみ改革によって、市民のごみ減量やリサイクルに対する意識は、大いに高まりました。この意識を継続させ、より高いレベルの意識・行動につなげていくために、日野市や国全体を取り巻くごみ問題に対するさまざまな情報を広く普及させていく必要があります。

地域や自治会などで、多種多様な取り組みが必要であること

ごみ分別やリサイクルに制約のある集合住宅での対策や、不法投棄の防止など、地域・自治会などで自主的かつ多種多様な取り組みが展開されることが望されます。その意味で、地域における廃棄物減量等推進員制度についても、より充実させていく必要があります。



図表 30 ごみゼロに向けた市民の役割

(2)市民行動計画取りまとめの視点

以上のような現状認識を元に、市民行動計画は、以下のような過程で検討を行いました。

①市民生活とごみにまつわるさまざまな課題の抽出

市民行動計画は市民行動分科会を中心に検討を進めました。まず、消費生活から分別の際のルール徹底、不法投棄の問題に至るまで、市民生活とごみに関連するさまざまな課題を出し合いました。（次ページ図参照）

②さまざまな調査とテーマの絞り込み

市民行動分科会では、それぞれの課題に対し、一つひとつ調査と議論を重ねながら、共通認識づくりを進めました。

- ◇ 日野市資源リサイクル事業協同組合の訪問ヒアリング：
資源分別の際、判断に苦しむもの、紛らわしいものなどの現場確認と意見交換
- ◇ 行政からみた「悪しき分別事例」の紹介：
「まちの分別屋さん」の体験を元に
- ◇ 「リサイクル自転車」の実態について：
シルバー人材センター・リサイクル自転車販売協力店の活動について
- ◇ 電池類について：
種類と用途、回収ルート、欧米の取り組みについて
- ◇ ニツ塚最終処分場の見学～調査：
日野市のごみ質について、現地の安全対策など
- ◇ ガラスびんについて：
藤田商店（びん商）訪問ヒアリング
- ◇ 「集団回収制度」「廃棄物減量等推進員」の制度と実態について
- ◇ その他

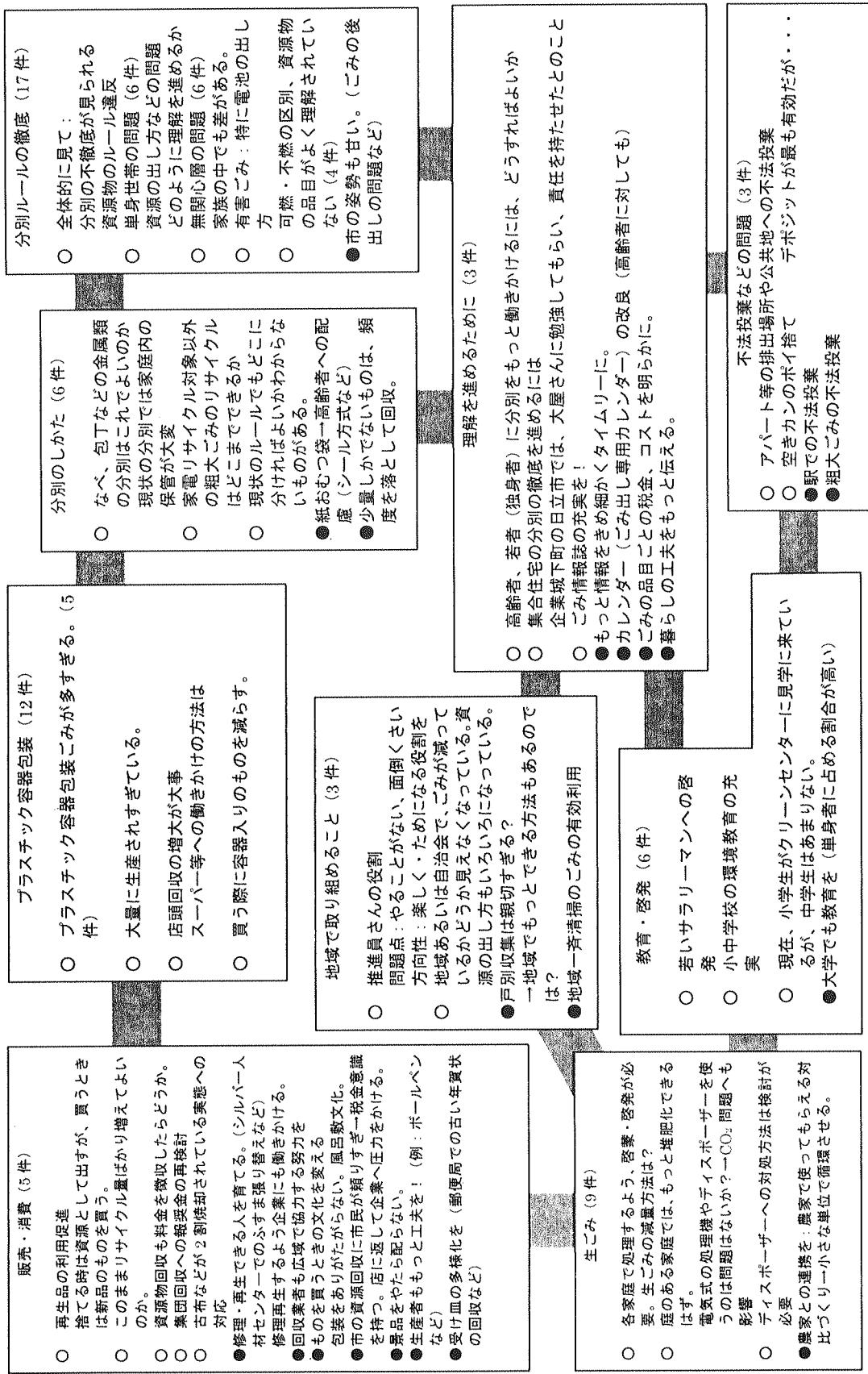
その他、市民アンケートやごみ組成分析調査などの実態調査結果なども用いています。

この議論の過程で、§2の計画項目に掲げた8つのテーマが絞り込まれていきました。

③各課題に対する改善策・市民の行動指針の検討

各課題について、改善のための具体策および市民の行動指針を検討し、取りまとめを行いました。

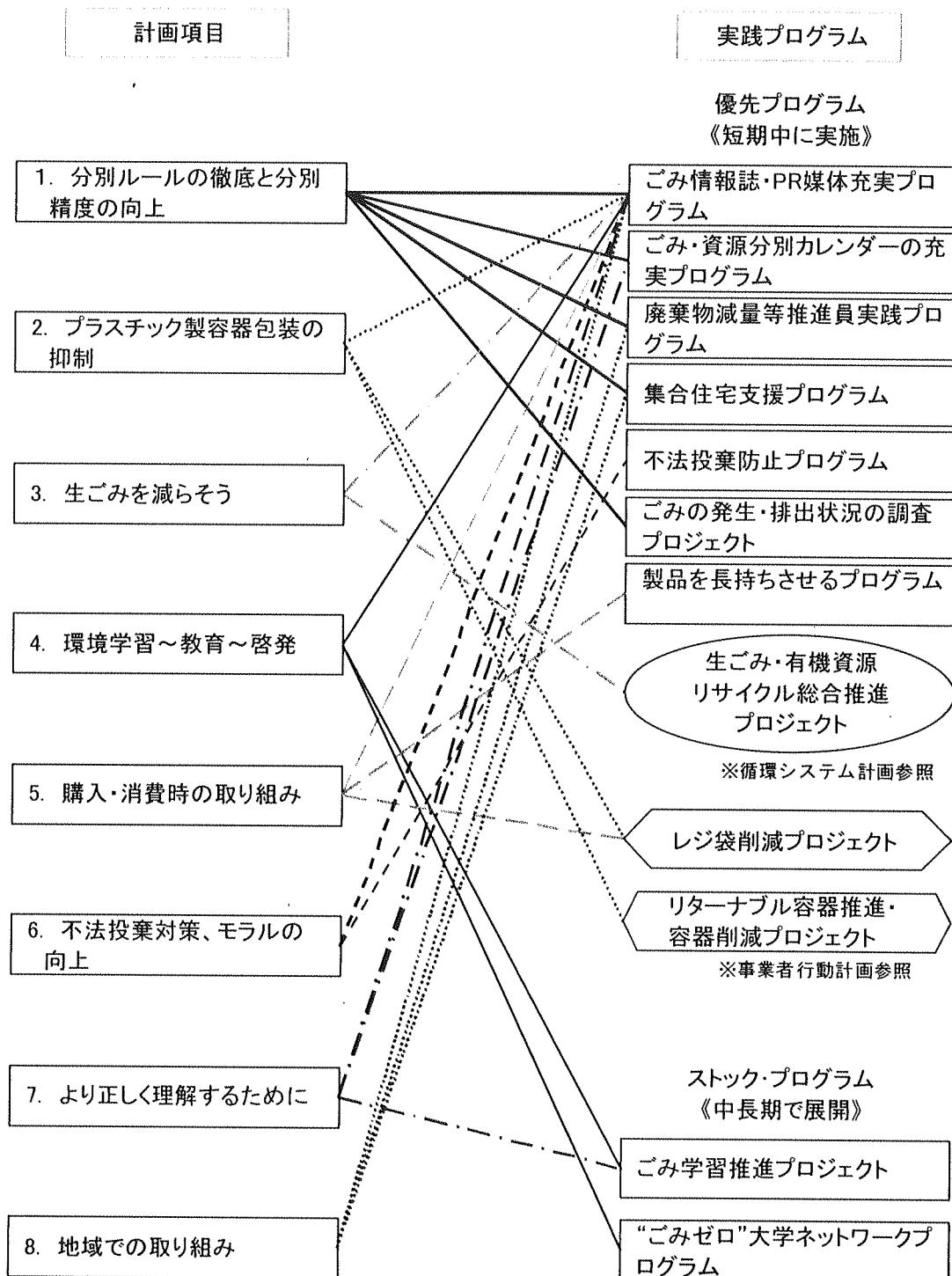
このように、市民の今後進めていくべき行動については、現時点でもさまざまなテーマからの絞り込みを行っており、今後とも、取り組みを進めて行くにつれて、新たな課題が発生してくるものと思われます。このようなことから、以降に整理した市民行動のための計画項目はあくまで現時点のものであり、取り組みを進めながら柔軟に見直し、対応を図っていくことが望ましいと考えられます。



参考 31 回表 反対票 31 参考 31 回表 反対票 31
● 第二回整理 (○および括弧内件数 第一回整理)
● 市民行動分科会で最初に整理した課題題目

1.2 計画項目とプログラム

市民行動計画における計画項目と実践プログラムは以下のとおりです。



図表 32 市民行動計画の計画項目とプログラム

1.3 主体別の行動

市民行動計画における、主体別の役割・行動は以下のとおりです。

(1) (仮称) ごみ減量推進市民会議

①普及・啓発の推進

- ・ ごみ情報の整理、発信方法の検討
- ・ ごみ情報誌・PR啓発媒体の作成
- ・ 組成分析調査の企画、ごみ計量調査の検討

②生ごみ減量への取り組み

- ・ コンポスト容器や生ごみ処理機の調査実施
- ・ 生ごみ減量事例共有の推進
- ・ 生ごみ・有機資源リサイクル総合推進の検討への参画

③プラスチック製容器包装減量への取り組み

- ・ 販売店による行動（買い物袋持参運動やノーレジ袋デー）の支援

④地域・市民団体との連携

- ・ 市民団体のネットワークづくりなどによる、学習の機会の創出
- ・ 廃棄物減量等推進員への協力等
- ・ 地域における取り組みの掘り起こし
- ・ 地域の取り組みに対するアドバイスや支援

(2)廃棄物減量等推進員

- ・ 地域におけるごみ分別の普及啓発
- ・ 地域の取り組みに対するアドバイスや支援
- ・ (仮称) ごみ減量推進市民会議への参加

(3)市

①普及・啓発、教育の推進

- ・ ごみ分別指導や各種啓発、指導
- ・ ごみ情報誌・PR啓発媒体の作成
- ・ 集合住宅管理者等への働きかけ
- ・ 各学校における環境教育プログラムの検討、ごみ担当課による支援
- ・ 大学研究機関への働きかけ
- ・ 市民や大学生などによる学習会などへの支援
- ・ 学習会に必要な情報の提供
- ・ ごみに関連のデータ収集

②生ごみ減量化への取り組み

- ・ コンポスト容器や生ごみ処理機への購入補助
- ・ 現在推進中の学校給食生ごみ堆肥化事業の推進と逐次拡大

§ 2 計画項目

2.1 分別ルールの徹底と分別精度の向上

(1) 内容

ごみの出し方、分け方などのルールについては、ごみ改革後も一部でまだ不徹底な部分があります。また、ごみ改革後時間がたつにつれて、だんだんルールが守られなくおそれがあります。

そこで、今後より一層分別ルールを徹底し、分別精度を向上させ、市民意識を高く保っていきます。

(2) 目標期間

3年間

(3) 推進主体

①市

- ・ ごみ分別指導や各種啓発、指導
- ・ ごみ情報誌・PR啓発媒体の作成
- ・ 集合住宅管理者等への働きかけ

②(仮称) ごみ減量推進市民会議

- ・ 廃棄物減量等推進員への協力等
- ・ ごみ情報誌・PR啓発媒体の作成
- ・ 組成分析調査の企画、ごみ計量調査の検討

③廃棄物減量等推進員

- ・ 地域におけるごみ分別の普及啓発
- ・ (仮称) ごみ減量推進市民会議への参加

(4) 目標・指標

- ・ 可燃ごみ・不燃ごみの中の不適合物(資源物など)を限りなくゼロにする。

(5) 関連プログラム(プログラム内容は§3参照)

- ①ごみ情報誌・PR媒体充実プログラム
- ②ごみ資源分別カレンダー作成プログラム
- ③廃棄物減量等推進員プログラム
- ④集合住宅支援プログラム
- ⑤ごみの発生・排出状況の調査プロジェクト

2.2 プラスチック製容器包装の抑制

(1)内容

家庭内から出るプラスチック製容器包装ごみを、“買わない”“もらわない”“店に返す”ことにより、削減していきます。対象となるものは以下のとおりです。

- ア)買わない：過剰包装された商品
- イ)もらわない：レジ袋、トレーなど販売店がつけるもの
- ウ)店に返す：トレイやパック類、PETボトルなど

なお、これらは市民自らの行動を促進するもので、販売店による取り組みは事業者行動計画に記載します。

(2)目標期間

3年間

(3)推進主体

- ①市
 - ・ PR啓発媒体の作成
- ②（仮称）ごみ減量推進市民会議
 - ・ PR啓発媒体の作成
 - ・ 販売店による行動（買い物袋持参運動やノーレジ袋デー）の支援

(4)目標・指標

- ・ 重点項目として、スーパーのレジ袋、トレーの消費量を今後3年間で段階的に削減していく。
- ・ 市内スーパーのレジ袋消費量などの指標は、販売店が情報公開する。
→事業者行動計画へ

(5)関連プログラム（プログラム内容は§3参照）

- ①ごみ情報誌・PR媒体充実プログラム
- ②レジ袋削減プロジェクト（事業者行動計画参照）
- ③リターナブル容器推進・容器削減プロジェクト（事業者行動計画参照）

2.3 生ごみを減らそう

(1)内容

家庭内における生ごみの発生量を削減にするため、暮らしの工夫による調理くずや食べ残しの削減、コンポスト容器や生ごみ処理機による生ごみの家庭内処理を促進します。

(2)目標期間

3年間

(3)推進主体

①市

- ・ PR 啓発媒体の作成（生ごみを出さない暮らしの呼びかけ）
- ・ コンポスト容器や生ごみ処理機への購入補助
- ・ 現在推進中の学校給食生ごみ堆肥化事業の推進と逐次拡大

②（仮称）ごみ減量推進市民会議

- ・ PR 啓発媒体の作成
- ・ コンポスト容器や生ごみ処理機の調査実施
- ・ 生ごみ減量事例共有の主催
- ・ 生ごみ・有機資源リサイクル総合推進の検討への参画

(4)目標・指標

- ・ 生ごみの自己処理率（現在 5%程度）を 10%程度に向上
- ・ 可燃ごみの組成分析による生ごみ排出量のチェック

(5)関連プログラム（プログラム内容は § 3 参照）

①ごみ情報誌・PR 媒体充実プログラム

②生ごみ・有機資源リサイクル総合推進プロジェクト（循環システム計画参照）

2.4 環境学習～教育～啓発

(1)内容

総合的な学習の時間の導入などと連動し、学校における児童・生徒のごみ学習・環境教育プログラムのあり方について検討していきます。また、実践的な活動として、ごみの分別体験、地域の美化活動など、あらゆる機会をとらえた体験の場を創出していきます。

なお、大学生や社会人に対しても、大学や生涯学習の場におけるごみゼロに向けた学習の場を設けていきます。

(2)目標期間

3年間

(3)推進主体

①市

- ・ 各学校に対するごみ担当課による支援
- ・ 大学研究機関への働きかけ
- ・ 市民や大学生などによる学習会などへの支援
- ・ 学習会に必要な情報の提供

②学校

- ・ 地域と一体となった美化活動など、児童・生徒が体験する機会の創出
- ・ 環境教育プログラムの検討

③ごみ減量推進会議

- ・ 市民団体のネットワークづくりなどによる、学習の機会の創出

④地域住民、PTAなど

- ・ 地域の小中学校による取り組みに対し、地域として協力

(4)目標・指標

定量的な目標は立てにくいので、各小中学校の取り組みを情報交換し、年々幅を広げていく、などの目標の立て方が考えられます。

(5)関連プログラム（プログラム内容は§3参照）

- ①ごみ情報誌・PR媒体充実プログラム
- ②ごみ学習推進プロジェクト
- ③“ごみゼロ”大学ネットワークプログラム

2.5 購入・消費時の取り組み

(1)内容

家庭内によけいなごみを持ち込まない、買ったものは長く使う、そして再生品など資源循環に配慮したものを使うなど、購入・消費時における取り組みを進めます。

(2)目標期間

3年間

(3)推進主体

①市

- ・ PR 啓発媒体の作成

②（仮称）ごみ減量推進市民会議

- ・ PR 啓発媒体の作成（環境に優しい買い物、消費活動などの啓発）
- ・ 販売店による行動（買い物袋持参運動やノーレジ袋デー）の支援

(4)目標・指標

- ・ 一人あたりのごみ・資源総排出量を最低限、現状維持としていく。
- ・ 指標として、市で把握しているごみ収集量、資源回収量でチェックを行うほか、市民自らの取り組みとして、家庭内での計量調査などを検討

(5)関連プログラム（プログラム内容は§3参照）

- ①ごみ情報誌・PR 媒体充実プログラム
- ②レジ袋削減プロジェクト（事業者行動計画参照）
- ③製品を長持ちさせるプログラム

2.6 不法投棄対策、モラルの向上

(1)内容

駅などの公共空間や店頭などへの不法投棄や、ごみのポイ捨てなどを抑制するために、モラルの向上を図ります。

(2)目標期間

3年間

(3)推進主体

①市

- ・ ごみパトロールの継続実施
- ・ PR啓発媒体の作成（不法投棄の実態などを訴え）

(4)目標・指標

- ・ 不法投棄などの苦情の段階的削減

(5)関連プログラム（プログラム内容は§3参照）

①ごみ情報誌・PR媒体充実プログラム

②不法投棄防止プログラム

2.7 より正しく理解するために

(1)内容

複雑になっていくごみ問題や分別ルールに対して理解を深めていくために、お年寄りなどに対するPR・啓発のよい方法や、ごみに関する税金、コストの状況、資源リサイクルのゆくえ、ダイオキシン問題など、さまざまな情報を集め、検討し、市民に伝えていきます。

(2)目標期間

3年間

(3)推進主体

①市

- ・ ごみに関するデータ収集
- ・ ごみ情報誌・PR啓発媒体の作成

②（仮称）ごみ減量推進市民会議

- ・ ごみ情報の整理、発信方法の検討
- ・ ごみ情報誌・PR啓発媒体の作成

(4)目標・指標

- ・ 繼続的にごみの情報を発信していく
- ・ 日野環境白書に、各種の指標を盛り込んでいく

(5)関連プログラム（プログラム内容は§3参照）

- ①ごみ情報誌・PR媒体充実プログラム
- ②ごみ・資源分別カレンダーの充実プログラム
- ③ごみ学習推進プロジェクト

2.8 地域での取り組み

(1)内容

団地・自治会や、集合住宅単位などで、自ら生ごみを堆肥化したり、ごみの学習会を開いたりするなど、地域単位での取り組みをできるところから広げ、コミュニティーを活性化していくよう、地域住民を支援していきます。

(2)目標期間

3年間

(3)推進主体

①市

- ・ 地域の取り組みに対するアドバイスや支援

②（仮称）ごみ減量推進市民会議

- ・ 取り組んでくれる地域の掘り起こし
- ・ 地域の取り組みに対するアドバイスや支援

(4)目標・指標

- ・ 毎年、地域の取り組み状況をまとめ、少しづつ拡大していくことを目指す。

(5)関連プログラム（プログラム内容は§3参照）

- ①ごみ情報誌・PR媒体充実プログラム
- ②廃棄物減量等推進員プログラム
- ③集合住宅支援プログラム

§ 3 市民行動計画の実践プログラム

3.1 優先プログラム

(1)ごみ情報誌・PR媒体充実プログラム

平成14年度以降、ごみ情報誌エコーを中心に引き続き内容の充実を図っていきます。その他、市民・事業者の実践活動やごみの税金・コスト情報など、さまざまなデータを盛り込んだ情報誌の発刊に向けて準備していきます。情報誌の編集には市民参画を図っていきます。

例)

(くらしの情報)

- ・残飯を出さない調理方法や生活の工夫や水切りの徹底による減量効果、堆肥化について
- ・「3ない運動」(ごみになるものを買わない、不要なものを買わない、必要以上に買わない)の展開。
- ・①発生抑制 (Reduce/Refuse)、②再使用 (Reuse)、③再生利用 (Recycle)という優先順位の再認識。
- ・エコマーク等の付いている環境配慮商品の購入や詰め替え品の利用
- ・回転市場、フリーマーケット、バザー等の活用
- ・レンタルやリースの利用による所有から利用への転換
- ・容器を回収している販売店と、販売店が回収している品目

(ごみ分別排出ルールやマナーの向上)

- ・有害物や危険物についての正しい知識
- ・ごみ排出のルール違反や悪しき事例の公開
- ・みんなでまちをきれいにする条例の紹介
- ・駅、スーパー、コンビニのごみ箱への不法投棄防止キャンペーン

(ごみゼロへの取り組みの状況)

- ・市民・事業者の実践活動紹介
- ・地域での取り組み事例の紹介
- ・廃棄物減量等推進員の活動の紹介
- ・ごみ処理・資源リサイクルの実績
- ・ごみ処理や資源リサイクルにかかるコストや環境負荷などの情報
- ・資源物の行方、リサイクル市場の現状
- ・多摩地域の中でのごみの排出状況の順位付けを公開(努力成果と目標を明確にするために)
- ・最近のリサイクル技術の紹介
- ・“ごみゼロプラン”のさまざまなプログラムの実践状況

その他

なお、上記の情報は、ごみゼロプランの評価・点検にも用いることができるため、日野市環境白書や2010年プランの行動計画評価・点検のしくみなど、市全体の取り組みとの連携を図っていきます。

(2)ごみ・資源分別カレンダーの充実プログラム

ごみカレンダーをわかりやすく、使いやすいものにしていくために、市民がごみ資源分別カレンダーの編集に参画して知恵を出すことにより、継続的に改善を図っていきます。

また、日野市消費者運動連絡会が作成している「ごみの分け方ガイド」に対する支援を、今後とも継続していきます。

(3)廃棄物減量等推進員実践プログラム

ごみの排出ルールの徹底、今後考えられるごみ分別区分の変更に対する地域単位での対応、さらには「販売店返却」や「ごみを出さない暮らしの工夫」の推進など、廃棄物減量等推進員が地域のアドバイザーとして多種多様な取り組みを広げられるよう、研修の機会の活用や（仮称）ごみ減量推進市民会議への参加などを通じて、活動の活性化を進めていきます。

(4)集合住宅支援プログラム

ごみの分別や収集において制約が伴う集合住宅に対して、住人の方と一緒に分別ルールの徹底と分別精度の向上を促進するための検討を行います。検討は、（仮称）ごみ減量推進市民会議と市、および廃棄物減量等推進員との連携により行います。

(5)不法投棄防止プログラム

不法投棄多発地帯に対する重点的なパトロールや、日常生活において目撃した不法投棄の通報により、行政の迅速な対応と不法投棄の抑止につなげていきます。

また、年2回の全市一斉清掃活動を引き続き推進し、さらにこれを学区ごとの児童・生徒の取り組みに広げるなどして、教育・普及につなげていきます。

(6)ごみの発生・排出状況の調査プロジェクト

定期的な組成分析の企画を行いごみの現状を把握し、その結果を市民に公開します。また、市民自らの取り組みとして、家庭内での計量調査の実施などを検討します。

これらの調査により得られた結果は今後の対策を立てるのに役立てます。

(7)製品を長持ちさせるプログラム

リサイクル事務所（シルバー人材センター）や、まちの修理店（おもちゃ病院、日用雑貨の修理屋等）、リサイクル自転車販売協力店等を利用し、修理・再生により製品を長持ちさせて使用します。

(8)生ごみ・有機資源リサイクル総合推進プロジェクト（循環システム計画参照）

生ごみや有機資源のリサイクルに関しては、家庭での取り組み、地域内循環の推進、エネルギー化など新技術の導入の検討など、総合的な観点から推進していきます。

本プログラムについては、「循環システム計画」に一本化していますので、循環システム計画の§3をご参照ください。

(9)レジ袋削減プロジェクト（事業者行動計画参照）

マイバッグ・キャンペーンの展開により、レジ袋の使用量を削減します。詳しくは、事業者行動計画の§3をご覧下さい。

(10)リターナブル容器推進・容器削減プロジェクト（事業者行動計画参照）

市民一人ひとりが買ったところへ返す運動の実施や販売店への要望書の提出により、販売方法の改革を促します。詳しくは、事業者行動計画の§3をご覧下さい。

3.2 ストック・プログラム

(1)ごみ学習推進プロジェクト

総合的な学習が導入される平成14年度を準備期間として、学校におけるさまざまな取り組みが推進されるよう、学校関係者とのネットワーク化を図っていき、14年度以降の展開を図っていきます。

また、社会人教育の場においても、市民の学習会や見学会の実施に対し、市は積極的な支援を図るとともに、環境白書やごみ情報誌などを活用した知識の普及を図ります。

(2) “ごみゼロ”大学ネットワークプログラム

14年度を準備期間として、既に学内においてさまざまな取り組みをしている学生や研究室等と、(仮称)ごみ減量推進市民会議とのネットワークづくりを進めます。

さらに、大学関係者の主体的な実践活動として、学生へのごみ分別徹底の指導、学内のリサイクル推進などの展開を図っていきます。

IV 事業者行動計画

§ 1 計画の概要

1.1 現状認識と計画の考え方

(1)現状認識

事業者行動計画の策定にあたっては、以下のような現状認識から出発しました。

事業所ごみそのものの減量が必要

ごみ改革により、ダストボックスに無闇に事業系ごみを排出することができなくなったため、事業所ごみ（持ち込みごみ）の量は、ごみ改革前よりも見かけ上増えています。

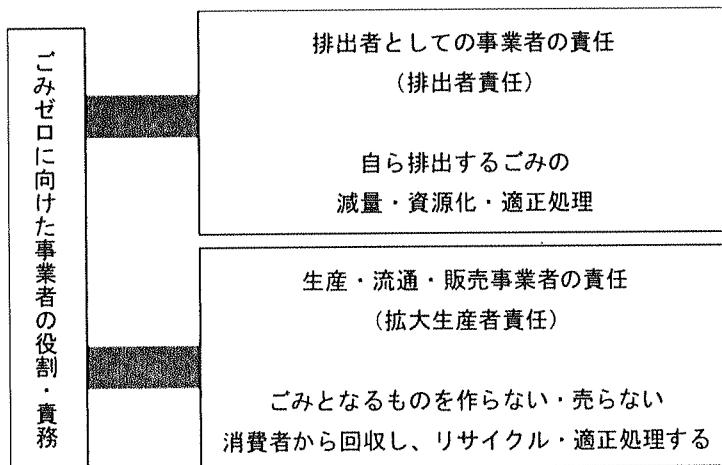
今後は、事業所内による減量・資源分別などにより、事業所ごみの継続的な抑制を図っていく必要がありますが、事業所ごみの排出状況をより詳細に見ると、専門の業者にごみ収集や資源回収を委託している中堅企業と、市の公共収集にごみを排出している市内大部分の小規模事業所とがあり、このような事業所の特徴に対応した対策が必要です。

事業所を通じて消費者に渡る“ごみ”の削減が必要

循環型社会の実現には、ごみとなるものを製造・販売する事業者の責任、いわゆる拡大生産者責任（EPR）の追求が不可欠です。

例えば、容器包装リサイクル法では容器包装を製造・利用している事業者がリサイクル費用の一部負担をしていますが、市町村（市民の税金）の負担が大きいのが問題点として指摘されています。さらに、繰り返し使えるリターナブル容器よりも、使い捨てのワンウェイ容器の方が、リサイクル費用を含んでも企業のコスト負担が少ないという現実があり、使い捨てを前提とした製造・流通・販売のしくみは容易には変わりません。

このような状況を変えていくには、国による法制度のさらなる拡充が求められますが、日野市においても市民・事業者の共同の取り組みにより、状況を少しずつ変えるための取り組みを進める必要があります。



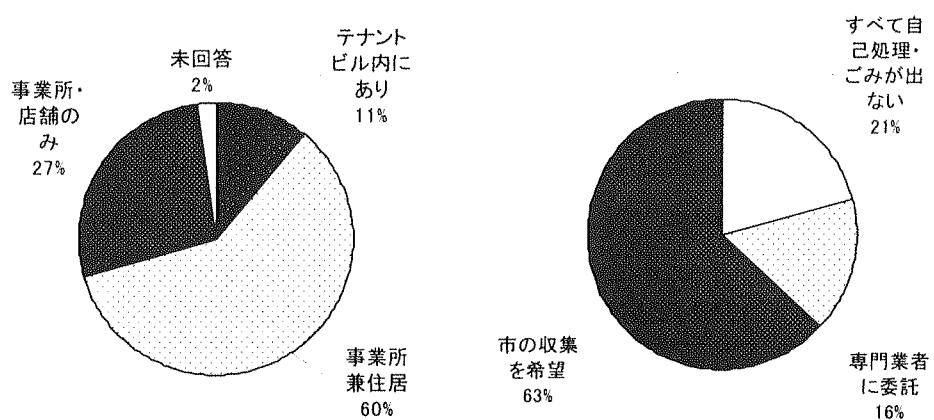
図表 33 ごみゼロに向けた事業者の役割

(2)実態の調査と検討

①市内全事業所を対象としたアンケート調査

市が平成13年夏に市内の全事業所を対象に行ったアンケート調査結果では、事業所の形態は約6割が事業所兼住居であり、これらの事業所では家庭ごみに近い状態で事業所ごみが排出されているものと推測されます。これを反映し、市内の事業者の約63%が、可燃ごみの収集に関しては、市の収集を希望しているのが現状です。

「事業所ごみの減量」を検討するには、このような市内事業所の現状を踏まえる必要があります。



図表34 日野市の事業所形態（左）と可燃ごみ収集の希望（事業者アンケートより）

②事業所に対するヒアリング調査

ごみ市民会議および事業者行動分科会では、実際に事業所にヒアリング調査を行い、事業所ごみの分別排出やリサイクルの現状などについても調べました。（詳細は別冊実態調査資料参照）

商店や飲食店など、小規模な事業所ではまだ分別排出・リサイクルを徹底していく余地がある一方で、東芝、日野自動車といった市内の大規模事業所では、数年前からごみの減量・資源化に取り組み大きな成果を上げているとともに、国際環境規格ISO14001の認証もあわせて取得し、環境に対する取り組みが進みつつあることが分かりました。

③他都市事例などの調査

新宿区早稲田の「エコ商店街」、豊田市の「マイバッグ運動」など、小規模事業者も巻き込んだ取り組みが全国で広がりつつあります。このような事例を現地に訪問するなどして調査し、日野市においてどのような取り組みが可能かを検討しました。

④市内主要スーパーマーケットおよび事業者団体（商工会・商店会等）との協議

レジ袋削減策など、今後事業者と重点的に取り組んでいく方策については、具体化に向けて、日野市内の主要なスーパーマーケット、および事業者団体（商工会・商店会等）との協議を行い、今後とも連携した取り組みの場を作っていくことを確認しました。

(3)事業者行動計画取りまとめの視点

以上の検討に基づき、事業者行動計画では、以下のような基本戦略に計画を取りまとめました。

日野市内の先進企業のノウハウ活用

日野市内には、ISO14001 の認証取得をし、環境保全やごみ減量・資源化に関して先進的な取り組みを進めている企業が多数あります。これらのノウハウを関連企業や周辺地域の企業に広げていき、自主的な環境保全・ごみ減量・資源化の推進につなげていくことが、一つの戦略として考えられます。

レジ袋・トレーの重点的な削減対策の推進と販売店との協力体制づくり

レジ袋・トレーは、主にスーパーマーケットなどの販売店がサービスとして付ける「特定包装」ですが、これを日常的に、無自覚に使用している消費者に対し、ごみを出さない生活スタイルへの変革するための一つの「シンボル」として、重点的に削減を図ることが効果的と考えられます。そのためには、市内の主要スーパーマーケットをはじめとする販売店との協力体制づくりが不可欠です。

また、販売店の取り組みを広げていくための方策として、他都市ではエコストア制度やエコロジー商店街などの取り組みもあります。市内の商店会などと協力し、このような方策の導入の検討も必要です。

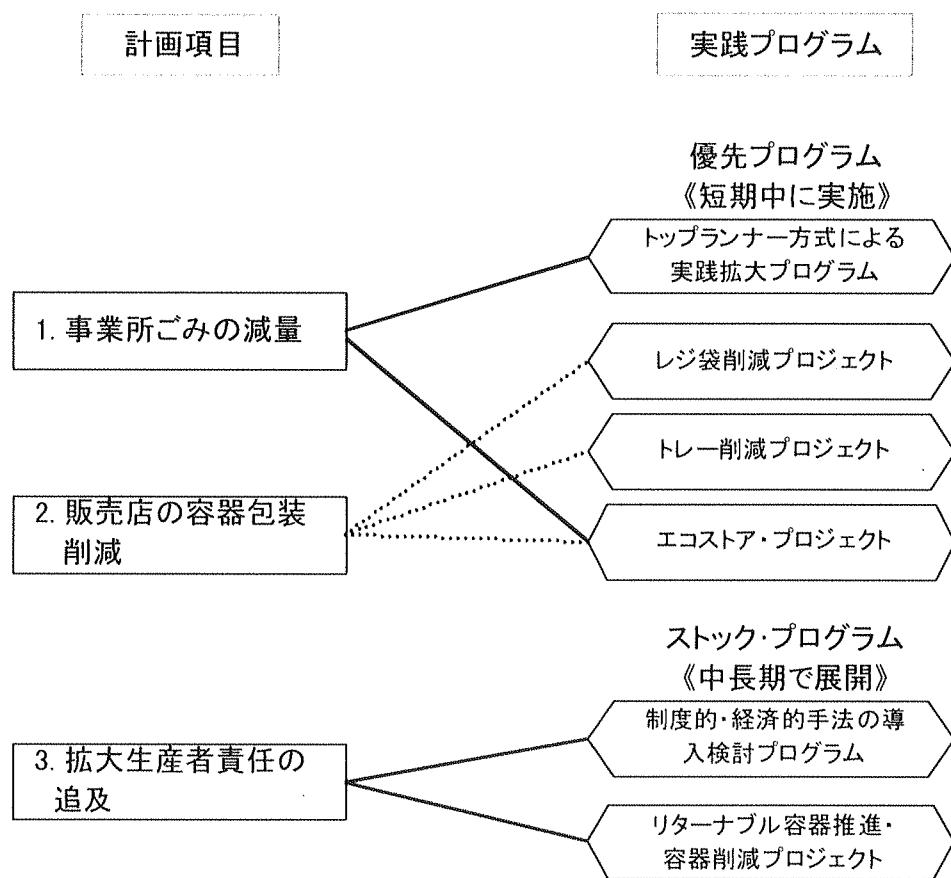
拡大生産者責任を継続的に追及する

“できるところからの対策”を進めつつも、将来の目標としては、事業者責任（拡大生産者責任）をより明確にしていくことが必要です。

1.2 計画項目とプログラム

下図のとおり、事業者行動計画では大きく3つの計画項目を立てています。

このうち、「1. 事業所ごみの減量」「2. 販売店の容器包装削減」は、短期集中的に進めるべき施策として位置づけ、4つの優先プログラムを立てています。また、これらの取り組みを通し、中長期的には「3. 拡大生産者責任の追及」をめざすこととし、2つのストック・プログラムを継続的に検討していきます。



図表 35 事業者行動計画の計画項目とプログラム

1.3 主体別の行動

(1)事業者・事業者団体

①市内の先進事業者

- ・ ISO14001 の認証取得企業など、先進的な取り組みを行っている事業者として、裾野の拡大への協力、ノウハウ等の提供

②事業者団体（商工会・商店会等）

- ・ 自らの取り組みの実践
- ・ 加盟企業への情報提供、支援など

③市内主要スーパー・マーケット

- ・ 互いに連携して、マイバッグ・デー、トレー削減、エコストア活動などの取り組みを展開

(2)（仮称）ごみ減量推進市民会議

- ・ 「買ったところに返す運動」「リターナブル容器の使用」などの取り組みを進めつつ、販売店等の事業者とのネットワークづくりを進める。
- ・ 市内商工会・商店会や、大手スーパー担当者などとともに、プロジェクトチームを形成し、多種多様なレジ袋・トレーの削減プログラムについて検討し、実践を支援していく。
- ・ エコストア制度のあり方について検討し、実践を支援していく。

(3)市

- ・ 事業者へのごみ排出抑制、資源化の指導
- ・ 事業者の自主的な活動に対するアドバイス等の支援
- ・ 事業者間、事業者－市民間のコーディネート
- ・ 市内販売店の取り組みに対し指導・要請を行い、PR面などで支援する。
- ・ 市民、市民団体の取り組み等に対する支援
- ・ 都や国に対して、多摩地域各市町村と連携しながら提言、情報発信をしていく。

§ 2 計画項目

2.1 事業所ごみの減量

(1) 内容

事業者が自らごみの減量やリサイクルにつとめ、さらには環境全般を配慮した生産活動や販売活動が行えるような取り組みを進めていきます。

市内事業者には、自主的な民間ルートでごみの処理を行っている大企業や中堅企業と、主に市の公共収集ルートでごみ処理を行っている大多数の小規模事業者とがあります。

大企業、中堅企業に対しては、ISO14001 の認証を取得しているような先進的な取り組みを行っている企業をトップランナーのモデルとして、ゼロ・エミッションをめざして、ごみ減量化に取り組むことを求めていきます。

また、小規模事業者については、基本的には一般家庭に対するのと同様の啓発・指導を行い、ごみ減量・分別等の指導を徹底していきます。販売店については、エコストア・プロジェクトを通じた事業系ごみの減量も促していきます。

(2) 目標期間

3年間

(3) 推進主体

① 市

- ア) 事業者へのごみ排出抑制、資源化の指導
- イ) 事業者の自主的な活動に対するアドバイス等の支援
- ウ) 事業者間、事業者－市民間のコーディネート

事業者の持つごみ3Rのノウハウを、他の事業活動や市民生活へ生かし、一緒に推進していくための仲立ち（コーディネート）を行い、見学会やセミナー等を通して交流の場を作っていく。

② 市内の先進事業者

- ・ ISO14001 の認証取得企業など、先進的な取り組みを行っている事業者として、裾野の拡大への協力、ノウハウ等の提供

③ 商工会、青年会議所等の商工団体

- ・ 自らの取り組みの実践
- ・ 加盟企業への情報提供、支援など

④（仮称）ごみ減量推進市民会議

- ・ 消費者の立場からコーディネータとして取り組み拡大に協力

(4)目標・指標

①事業系ごみの持ち込み量

平成13年度レベルから増加させないよう、抑制を図っていく。

②エコストア宣言販売店数

(5)関連プログラム（プログラム内容は§3参照）

①トップランナー方式による実践拡大プログラム

②エコストア・プロジェクト

2.2 販売店の容器包装削減

(1)内容

“ごみを出さないライフスタイル”のシンボリック（象徴的）な素材として、レジ袋、トレーを削減する取り組みを進めていきます。

(2)目標期間

3年

(3)推進主体

①市

- ・市内販売店や商店会等の取り組みに対し指導・要請を行い、PR面などで支援する。
- ②事業者団体（商工会・商店会等）および市内主要スーパー・マーケット
 - ・互いに連携して、マイバッグ・デー、トレー削減、エコストア活動などの取り組みを展開する。
- ③（仮称）ごみ減量推進市民会議
 - ・市内商店会や市内大手スーパー担当者などとともに、プロジェクトチームを形成し、多種多様なレジ袋・トレーの削減プログラムについて検討し、実践を支援していく。
 - ・エコストア制度のあり方について検討し、実践を支援していく。

(4)目標・指標

①市内主要スーパーにおけるレジ袋・トレー使用枚数

- ・重点項目として、スーパーのレジ袋、トレーの消費量を今後3年間で段階的に削減していく。最終的な目標として、レジ袋については無料配布をなくしていく。
- ・市内スーパーのレジ袋消費量などの指標は、販売店が情報公開する。

②エコストア宣言販売店数

(5)関連プログラム（プログラム内容は§3参照）

- ①レジ袋削減プロジェクト
- ②トレー削減プロジェクト
- ③エコストア・プロジェクト

2.3 拡大生産者責任の追及

(1)内容

環境に優しいリターナブル容器の普及や、資源リサイクルに関する製造・流通・販売企業の適正な責任分担のあり方を追求するため、市民（消費者団体など）の活動を活発化させると同時に、必要な情報を全国に発信していきます。

(2)目標期間

6年間

(3)推進主体

①市

- ・市民の取り組み等に対する支援
 - ・都や国に対して、多摩地域各市町村と連携しながら提言、情報発信をしていく。
- ②（仮称）ごみ減量推進市民会議
- ・「買ったところに返す運動」「リターナブル容器の使用」などの取り組みを進めつつ、販売店等の事業者とのネットワークづくりを進める。

(4)目標・指標

国における拡大生産者責任（EPR）具体化の動向を見ながら、多摩地域全体における本計画項目推進のための指標の取得方法について検討する。

具体的には、リターナブル容器の使用状況・使い捨て容器使用量の情報の取得・公開が考えられる。

(5)関連プログラム（プログラム内容は§3参照）

- ①リターナブル容器推進・容器削減プロジェクト
- ②経済的・制度的手法の導入検討プログラム

§ 3 事業者行動計画の実践プログラム

3.1 優先プログラム

(1) トップランナー方式による実践拡大プログラム

環境マネジメントのトップランナーである東芝、日野自動車、コニカなどの製造業、および生協などの販売店といった市内の主要企業の協力を得ながら、ごみの減量・資源化に関するノウハウや実践を、中小規模の事業者等にも広げていきます。また、市本庁舎も同様にISO14001の認証取得を行っており、このノウハウ等についても普及を図っていきます。

- ア)セミナーや見学会等、事業者間、事業者－市民間で交流する場の開催
- イ)小規模の単独の事業者だけでは難しいISO14001認証取得を、商店会や事業者連合会単位での認証取得への支援・指導の実施。

(2) レジ袋削減プロジェクト

レジ袋削減を加速させるため、市内事業者団体（商工会・商店会等）や大手スーパー、消費者（（仮称）ごみ減量推進市民会議メンバー等）、市でプロジェクトチームを結成し、順次話し合いを進めながら、マイバッグ・デー、スマート・ポックス¹の採用、レジ袋の使用状況公開などの各種手法の検討を行い、共通の取り組みを進めていきます。

取り組みが進んでいった場合、さらに多摩地域全体の連携を図り、レジ袋有料化など、より効果的な方策の導入について検討します。

3年の期間内に取り組みが進んでいかない場合、3.2のストック・プログラムにある、経済的・制度的手法（レジ袋税など）の導入検討を行います。

【実施のステップ】

- ア)マイバッグ・デーの実施
- イ)レジ袋削減状況の公開
- ウ)レジ袋の無料配布の停止・有料化の実現

(3) トレー削減プロジェクト

市内の各スーパーマーケットに対し、ばら売りや量り売りを拡大し、トレーの使用を削減することを要請します。これと同時に、市民への啓発を強化し、店へのトレー返却を促進し、販売店のトレー削減を促していきます。

具体的な検討の場としては、レジ袋削減プロジェクト同様、市内事業者団体（商工会・商店会等）や市内大手スーパー、消費者（（仮称）ごみ減量推進市民会議メンバー等）、および市とでプロジェクトチームを結成し、取り組みを進めていきます。

¹ 保証金を払った上で、販売店の買い物かごを消費者が持ち帰り、レジ袋を使用しないようにする制度

【実施のステップ】

- ア)トレー包装状況のチェックの実施
- イ)トレーの軽量化の推進
- ウ)容器持参運動の展開、通い容器の開発等

(4)エコストア・プロジェクト

販売店における環境や健康を考えた商品の積極的導入や、事業所ごみの削減を促すため、エコストア宣言を行った販売店に対して何らかの支援を行っていく、エコストア制度の導入を図っていきます。

ア)エコストア制度の内容検討

市内の主要販売店、市内事業者団体（商工会・商店会等）との協議の場を通じ、エコストア制度の具体的な内容（エコストア宣言店のメリットの検討など）を検討していきます。

エコストア宣言項目例を、次ページに示します。

イ)エコストア制度の導入

市の広報、市内事業者団体（商工会・商店会等）を通じて、エコストア制度を導入していきます。

ウ)エコストア宣言店の拡大

エコストア宣言店を順次拡大していきます。

3.2 ストック・プログラム

(1)リターナブル容器推進・容器削減プロジェクト

市民一人ひとりが買ったところへ返す運動の実施やメーカー・販売店への要望書の提出により、以下のような製造・販売方法の改革を促します。

- ・ワンウェイ容器入りの商品の削減
- ・販売店回収する品目の拡大
- ・リターナブル容器の品揃えの拡大
- ・デポジット制度の導入

また、全国的な制度として、リターナブル容器が消費者に選択されるよう、ワンウェイ容器の処理費用の内部化や税・課徴金などの活用により、リターナブル容器がワンウェイ容器よりもコスト面で有利となるようなしきみを作ることが望ましく、国に対しても制度の拡充を求めていきます。

(2)経済的・制度的手法の導入検討プログラム

上記のさまざまな実践プログラムの進捗状況を点検・評価しつつ、国の循環型社会形成推進基本法や関連法の今後の整備・施行状況などを見ながら、市として制度的に拡大生産者責任を追及できる方策について検討します。

【参考】

環境に配慮するエコストア宣言項目（例）

①NO! レジ袋運動の推進

- ◇ ポスター、店内放送、広告チラシなどで買い物袋持参を啓発している。
- ◇ レジ袋の無料配布を自粛している。
- ◇ 声かけ運動を実施し、従業員教育を行っている。

②簡易包装の推進

- ◇ ばら売りや量り売りを積極的に推進し、包装容器の使用をできる限り減らしている。
- ◇ 化粧箱や包み紙を極力使わないなど、簡易包装に心がけている。
- ◇ メーカーや卸売業者に対し、包装の簡素化を働きかけている。

③使い捨て容器の使用・販売の自粛

- ◇ 詰め替え商品を積極的に販売している。
- ◇ リターナブル容器（ビール瓶・一升瓶）の商品を積極的に販売している。
- ◇ プラスチックや発泡スチロール製容器などの使い捨て商品の販売・使用を自粛している。

④資源回収やリサイクルの推進

- ◇ 牛乳パック・トレー・ペットボトルなどの店頭回収を行っている。
- ◇ リターナブルびん（有価びん）の引き取りを行っている。
- ◇ メーカーに対し、リターナブル容器使用商品の製造を働きかけている。

⑤環境や健康を考えた商品の積極的導入

- ◇ 日野ブランド「帰ってきたぞう」を販売している。
- ◇ エコマークやグリーンマークのついた環境にやさしい商品を販売している。
- ◇ 環境にやさしい商品コーナーを設置するなど、消費者が良品を選びやすいよう心がけている。
- ◇ 塩ビ製品の販売を自粛している。
- ◇ メーカーに対し、容器包装材の材質表示を求めている。

⑥店舗でのエコ活動の積極的な取り組み

- ◇ 商品の搬入には、できる限り通い箱（繰り返し使用する梱包材）を使用している。
- ◇ 塩ビフィルムの使用を止めるなど、環境に配慮した製品を使用している。
- ◇ 使用済みの紙ほか、資源ごみはリサイクルルートに乗せている。
- ◇ 販売品の修理サービスを実施している。
- ◇ 省エネルギー設備の導入をしている。
- ◇ 環境問題やリサイクルについて、従業員への意識啓発、社内教育を実施している。

⑦その他店の創意工夫によるリサイクル活動や環境保全・回復活動の推進

(活動内容をお書き下さい)

▽ 循環システム計画

§ 1 計画の概要

1.1 現状認識と計画の考え方

(1) 現状認識

今後の廃棄物処理・リサイクル・システムを検討していく上で、検討すべき課題は以下のとおりです。

新技術の導入も含む、廃棄物の総合的なリサイクル・システムの整備方針の検討が必要

市民・事業者から排出されるごみを完全にゼロにすることは、当面できません。廃棄物処理・リサイクル・システムの整備にあたっては、この事実を踏まえ、より一層廃棄物のリサイクルを進め、最終処分量を削減するためのシステムのあり方を検討する必要があります。

特に、現状のごみの内訳を見ると、生ごみとプラスチックが大きな部分を占めており、これらを資源化・有効利用する新技術の導入の可能性についても検討を行う必要があります。

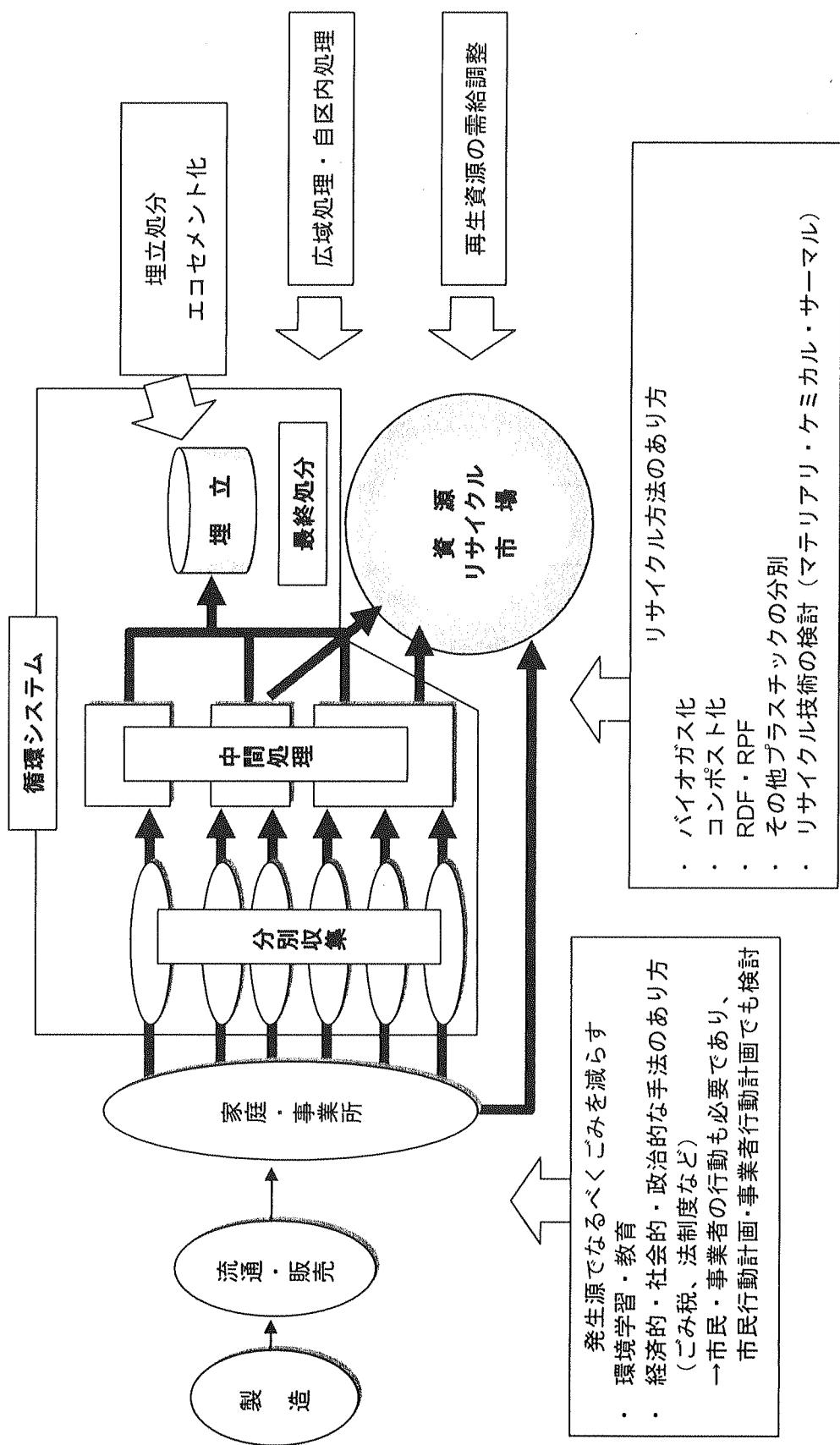
再生資源の流通の安定化に対する検討が必要

本市においてはごみ改革により、古紙・古布類、びん・かん類といった既存の再生資源の回収量が大幅に増加しました。

しかしながら、これらの再生資源は現在供給過剰状態にあり、安定的な流通が脅かされています。今後は、東京都区部を始め、周辺地域でもより一層の資源回収が進むことから、再生資源の流通が滞り、再びごみとして自治体のごみ処理施設に環流してしまう事態が起こらないとも言い切れません。この課題は、市単独のみの取り組みではなかなか解決できないため、周辺市・都・国とも連携した検討が必要です。

経済的・制度的手法の検討

「ごみ改革」は、有料収集制度という経済的手法を一つの柱としていましたが、今後とも市民・事業者・行政の基本的な役割を常に考えながら、各々が適正な責務を果たすための経済的・制度的手法のあり方について検討を行っていく必要があります。これらの課題の検討については、国の法制度動向なども留意していく必要があります。



図表 36 循環システム計画における検討課題

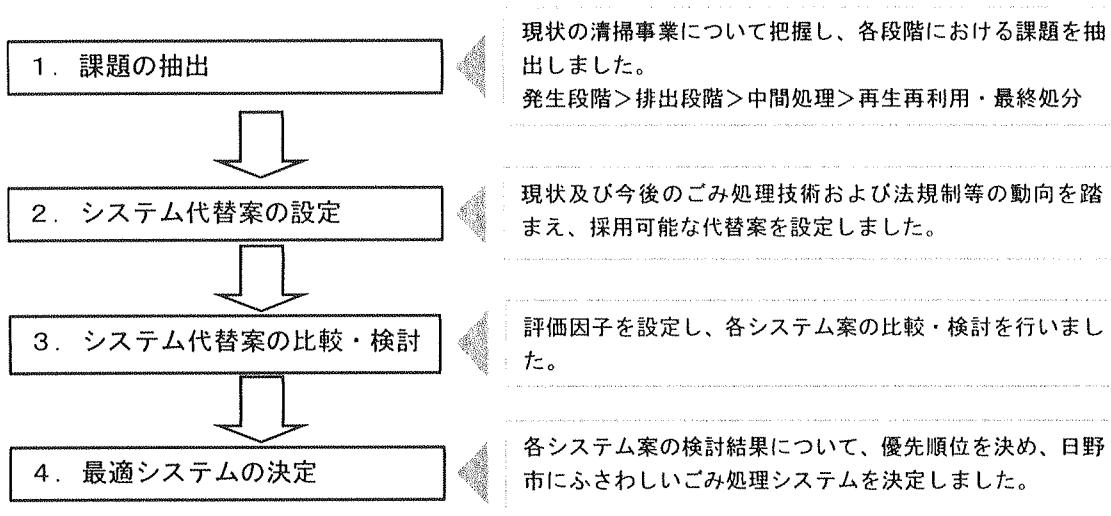
(2)循環システム計画取りまとめの視点

以上の検討課題に対し、循環システム計画では以下のような検討作業を進め、計画をとりまとめました。

循環システムの複数代替案の比較検討による評価

バイオガス化やRDF化など、ごみを有効利用するための新技術はさまざまなものが開発、導入されつつありますが、これらを適用した場合、システム全体で見てさまざまな角度からメリット・デメリットを評価する必要があります。

循環システム計画においては、以下のように複数代替案の比較検討を行い、現時点での評価を行いました。



図表 37 循環システムの検討手順

循環システム複数代替案の比較評価結果

複数代替案の比較評価の結果、現時点でもっとも現実的な循環システムは、現在のトレー・ボトル収集を拡充し、プラスチック製容器包装リサイクル量を拡大させる案となりました。（詳細は別冊実態調査資料参照）

バイオガス化、RDF化といった新技術の導入については、現時点では技術上、社会システム上の課題が多いものの、今後とも引き続き調査・研究を行い、サブ・システムとしての導入を図っていくこととしました。

循環システム整備のシナリオの検討

以上の複数代替案の評価結果と、焼却施設・粗大ごみ処理施設をはじめとする既存のごみ処理施設の更新時期などをあわせ、今後、どのような手順で循環システムを整備し、新たなシステム導入を図っていくか、シナリオの検討を行いました。

1.2 循環システム整備の基本的事項

循環システム整備のための基本的事項は以下のとおりです。

(1)目標とする廃棄物循環型システム

①短期目標

その他プラスチック製容器包装分別収集の拡充

短期的目標として、その他プラスチック製容器包装の分別収集により、より一層のリサイクルを推進していきます。

導入時期は、し尿処理施設の建て替え状況を見ながら今後3年程度を目途とします。

汚れがひどいプラスチック製容器包装は、市の処理施設に負荷がかかるため、透明・色つきパックなど、現在不燃ごみを中心に排出されているものを中心とし、現在のPETボトル・トレー類選別施設の拡張で対応します。

②中長期の目標

有機性資源やプラスチック類などを対象とした新たなサブ・システムの導入検討

現行の焼却施設・粗大ごみ処理施設は、可能な限り長く使うこととし、次のごみゼロプランの見直し時に具体的な方向性を検討します。今後3年程度（短期）は、新技術の調査研究を行います（一部廃棄物を対象とした新エネルギーの導入など、新エネルギービジョンとも連携を図る）。また、多摩地区市町村の広域的な状況や国の法制度の動向（一般廃棄物・産業廃棄物の区分の見直しなど）についても、留意する必要があります。

(2)廃棄物処理事業の実施主体

廃棄物処理・リサイクル事業の各事業主体は以下のとおりです。

①収集運搬

業者委託（収集運搬業者、資源回収業者）

②中間処理

焼却処理・粗大ごみ処理：市

回収資源の選別・ストック：資源回収業者委託

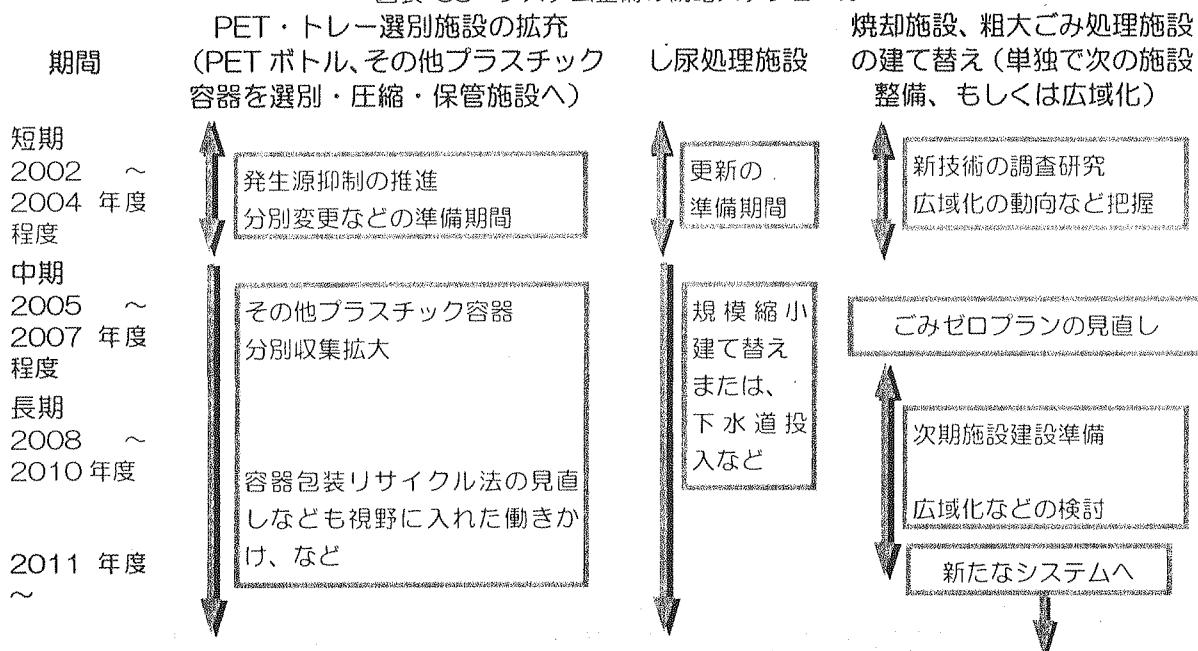
③最終処分（エコセメント事業も含む）

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合

(3)実施スケジュール

以上のシステム整備の実施スケジュールはおおむね以下のとおりです。

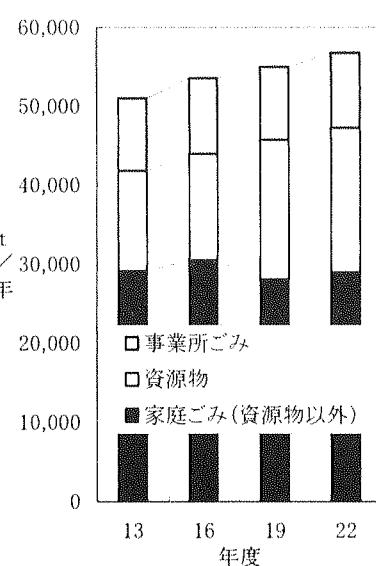
図表 38 システム整備の概略スケジュール



(4)ごみ処理・リサイクル量の将来見通し

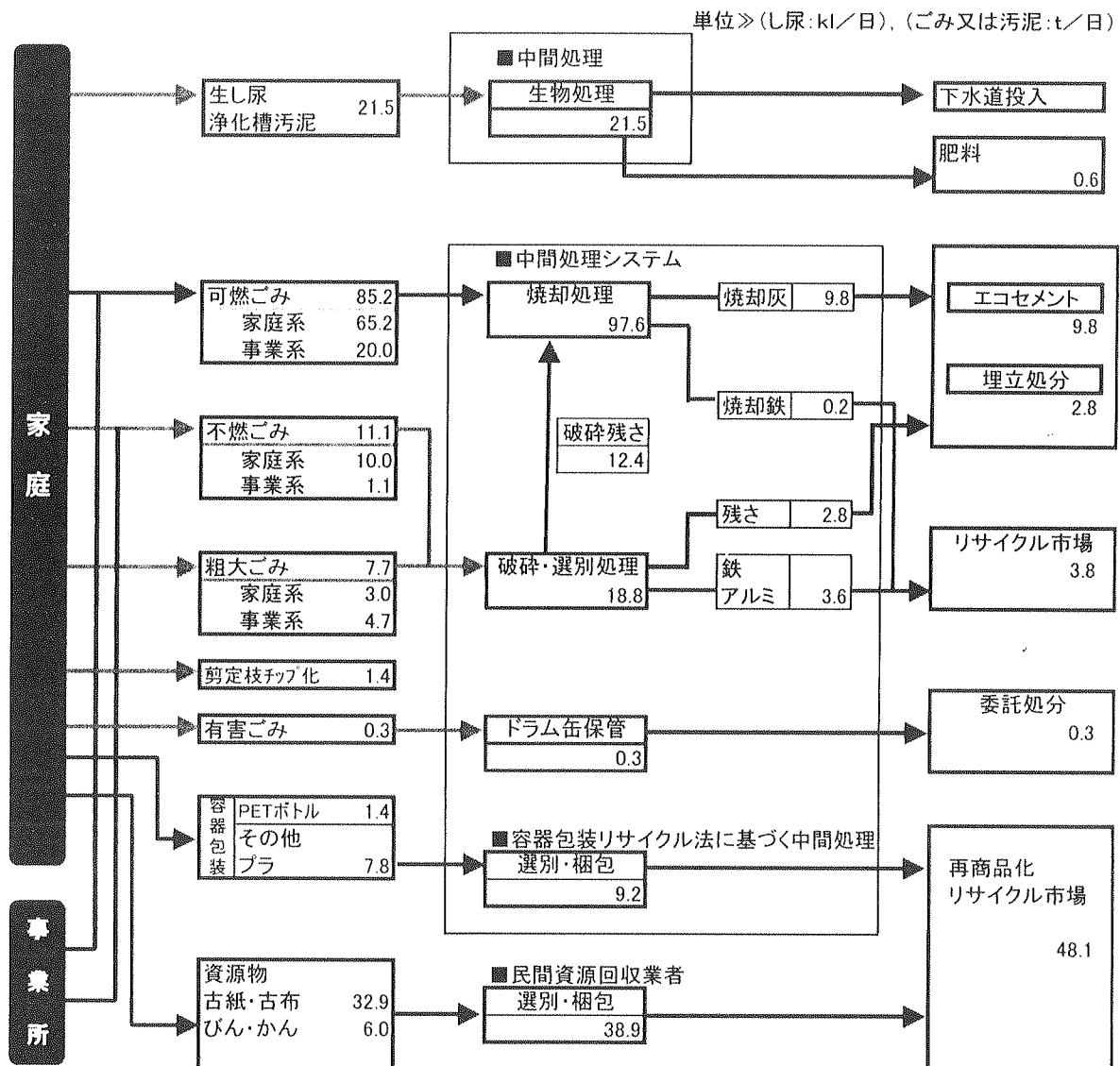
「II “ごみゼロ”の基本構想—§ 1.3」で示したごみ・不用物のごみ・不用物の発生量の見込みを元に、短期目標としてプラスチック製容器包装の分別収集の拡充を推進した場合の分別区分ごみ処理量の見通しを以下に示します。

分別内訳	年度	単位:t／年			
		13	16	19	22
可燃ごみ		23,001	24,072	23,308	24,072
不燃ごみ		5,070	5,306	3,553	3,670
粗大ごみ		1,001	1,046	1,088	1,124
有害ごみ		82	87	90	93
資源物 缶		558	584	608	628
家庭ごみ	びん	1,420	1,485	1,544	1,595
	古紙	9,065	9,497	10,795	11,148
	古布	876	916	953	984
	ペットボトル	473	493	513	530
	その他プラ容器	212	222	2,791	2,882
	小計	12,605	13,198	17,204	17,767
剪定枝回収		81	265	499	515
家庭ごみ小計		41,839	43,973	45,741	47,240
事業系	可燃ごみ	7,059	7,390	7,156	7,390
	不燃ごみ	552	578	387	400
	粗大ごみ	1,572	1,643	1,709	1,766
	事業系(持込)小計	9,183	9,612	9,252	9,556
	総計	51,022	53,585	54,994	56,796
集團回収		2,451	2,572	2,675	2,763



図表 39 分別区分ごみ処理量の将来見通し

この推計に基づく平成 22 年度のごみ処理・リサイクルの流れは下図のとおりとなります。



図表 4O 平成 22 年度のごみ処理・リサイクルシステムフロー

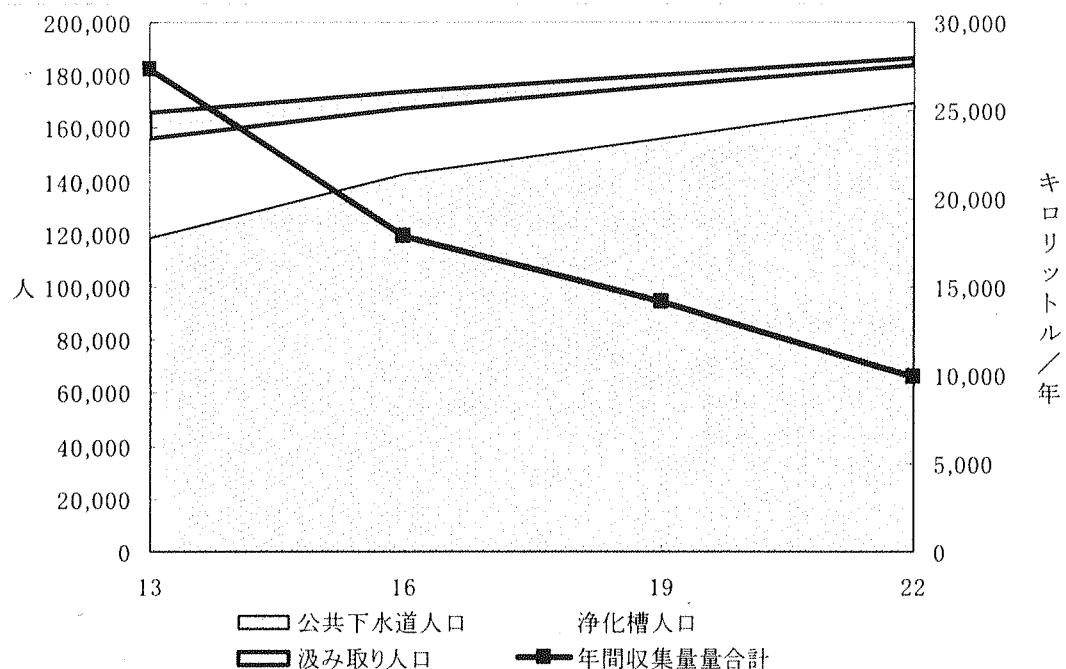
(5)生活排水処理量の将来見通し

生活排水処理量については、過去の処理実績および今後の下水道計画から以下のように推計されます。

図表 41 生活排水処理量の将来見通し

年 度	13	16	19	22
生活排水処理形態別人口(人)				
総人口	165,700	173,700	180,200	186,600
公共下水道人口	118,168	142,639	155,738	169,355
浄化槽人口	37,889	25,030	20,080	14,062
汲み取り人口	9,643	6,031	4,382	3,183
年間収集量(kl/年)				
し尿	4,610	2,884	2,101	1,522
浄化槽汚泥	21,436	14,162	11,390	7,957
雑排水	1,286	841	664	464
年間収集量合計	27,332	17,886	14,155	9,943
日収集量(kl/日)				
し尿	12.6	7.9	5.7	4.2
浄化槽汚泥	58.7	38.8	31.1	21.8
雑排水	3.5	2.3	1.8	1.3
合計	74.9	49.0	38.7	27.2

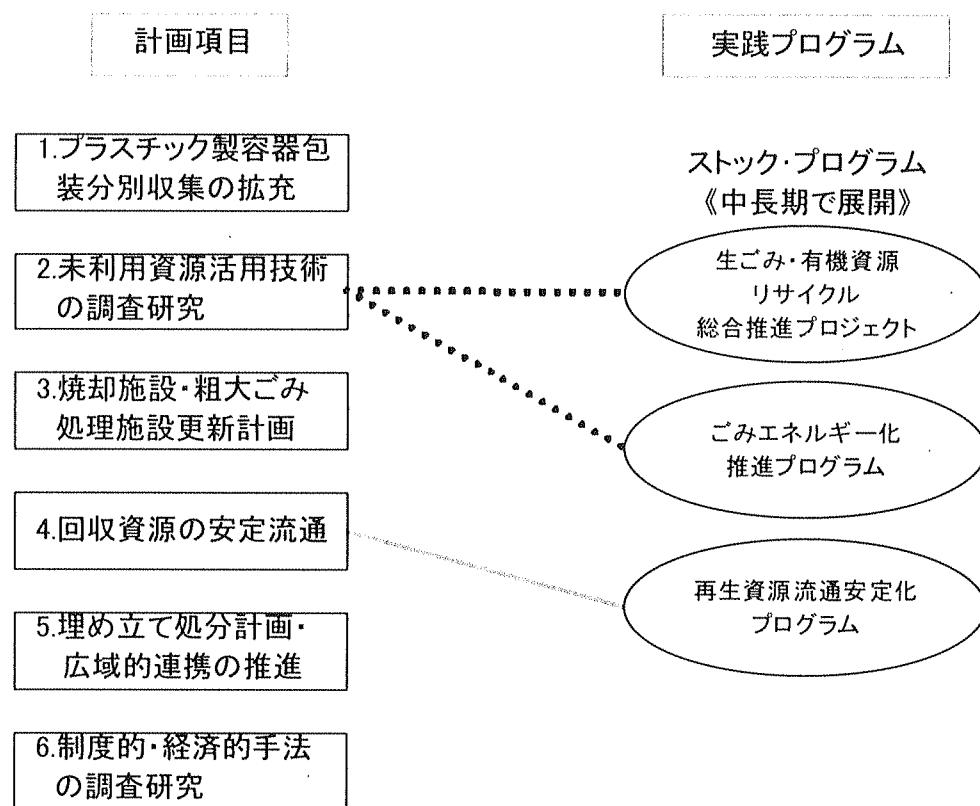
総人口 2010年プランの枠組みを用いて直線補完
 公共下水道人口 下水道計画に基づき設定
 浄化槽人口 総人口 - 公共下水道人口 - 汲み取り人口
 汲み取り人口 過去のくみ取り人口の推移から、最小二乗法推計
 生し尿量日量 汲み取り人口 × 1.31L / 人日 (過去5年間平均実績)
 净化槽汚泥量日量 净化槽人口 × 1.55L / 人日 (過去5年間平均実績)
 家庭雑排水量日量 前年度日量 ÷ (1 - 前年度下水道普及率) ÷ 前年度行政人口 × 今年度行政人口 × (1 - 今年度下水道普及率)



1.3 計画項目とプログラム

循環システム計画における計画項目と実践プログラムは図表 42のとおりです。

図中の3つのストック・プログラムは、いずれも中期中にも行う必要のある焼却施設や粗大ごみ処理施設の更新計画と密接な関連があるため、今後3年間の中で継続的に調査研究等を進めていくことが必要です。



図表 42 循環システム計画の計画項目とプログラム

§ 2 計画項目

2.1 プラスチック製容器包装分別収集の拡充

(1)内容

市民・事業者の取り組みにより、今後可能な限りプラスチック製容器包装の排出を抑制していくことを前提に、現在のトレー類の分別収集を拡大していきます。

対象としては、現在不燃ごみを中心に排出されているボトル類、非発泡トレー、パック類とし、現在のクリーンセンターの敷地条件を考慮しながら品目を検討していきます。

(2)目標期間

3年間

(3)推進主体

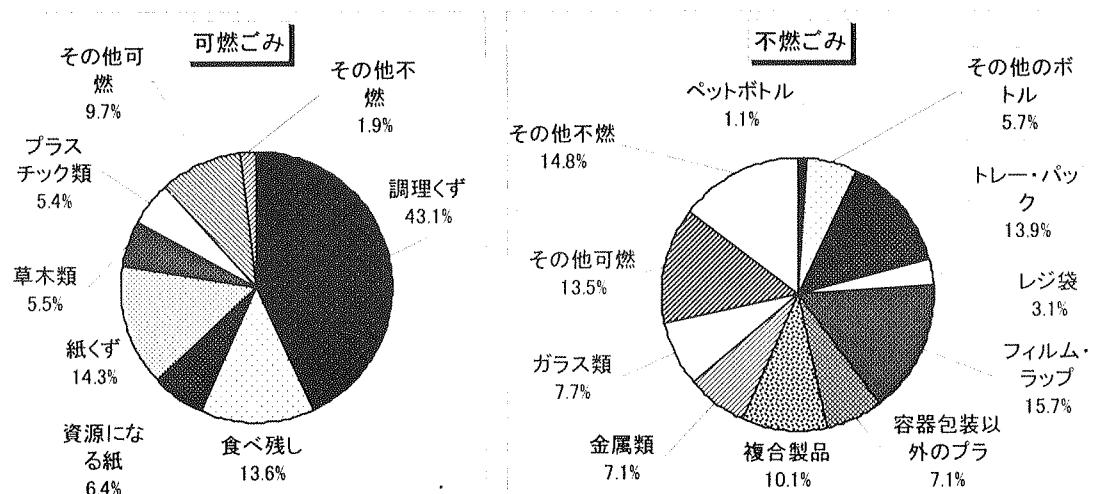
①市

- 分別収集計画の策定とこれに基づく選別圧縮・保管施設の拡充計画の策定

(4)目標・指標

- 現在不燃ごみに混入しているボトル類、非発泡トレー、パック類を容器包装リサイクル法ルートに乗せることにより、不燃ごみ量の20%程度の削減を図り、選別後の焼却量および直接埋立処分量の削減を図る。

(5)関連プログラム



図表 43 (参考) 平成 13 年度家庭系ごみ組成分析調査結果

2.2 未利用資源活用技術の調査研究

(1)内容

有機性資源の地域内循環や、ごみのエネルギー化など、新技術・システムの導入について研究を進めていきます。

(2)目標期間

3年間

(3)推進主体

①市

- ・ 研究活動の推進、可能な範囲内の実証活動の展開

②（仮称）ごみ減量推進市民会議

- ・ プログラム検討への参加

③企業

- ・ 実証実験等への参画

(4)目標・指標

- ・ 現在ごみの中の大きな部分を占める生ごみ、プラスチック類を中心に、市としての導入可能性を評価し、可能な範囲から事業化の計画を作ります。

(5)関連プログラム（プログラム内容は§3参照）

①生ごみ・有機資源リサイクル総合推進プロジェクト

②ごみエネルギー化推進プログラム

2.3 焼却施設・粗大ごみ処理施設更新計画

(1)内容

今後3年間のごみ減量推進状況、生ごみ・エネルギー化などの研究状況、そして屎尿処理施設の更新計画を見え、現行焼却施設・粗大ごみ処理施設の更新計画を策定します。

(2)目標期間

中期中の早い時期（平成17年度前後）

(3)推進主体

①市

- ・ 施設更新計画の検討

②（仮称）ごみ減量推進市民会議

- ・ 検討への参加

(4)目標・指標

—
(5)関連プログラム

2.4 回収資源の安定流通

(1)内容

古紙、古布、金属類といった、安定流通が資源市場の変動に左右されやすい資源物について、その安定化方策について引き続き検討していきます。

(2)目標期間

3年間

(3)推進主体

①市

- ・ 安定化方策の検討

②資源リサイクル事業協同組合

- ・ 安定化方策の検討
- ・ 広域的な連携の推進

(4)目標・指標

—
(5)関連プログラム（プログラム内容は§3参照）

①再生資源流通安定化プログラム

2.5 埋立処分計画・広域的連携の推進

(1)内容

広域的な連携の下、埋立処分場へ適正な処分を進めるとともに、エコセメントなど埋め立て量の削減を共同で進めています。

また、焼却施設などの中間処理についても、今後とも広域的な処理の可能性があるかどうか、隨時近隣市との連携、調整を図っていきます。

(2)目標期間

6年間

(3)推進主体

①市

近隣市、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合との連携

(4)目標・指標

- これまでのさまざまなプログラムの推進により、本市のごみの最終処分量削減を継続的に進めていく。
- 中間処理などの広域連携の可能性については、中期中に結論を出す。

(5)関連プログラム

2.6 経済的・制度的手法の調査研究

(1)内容

本市のごみ有料収集制度のさらなる改善や、ごみ税・ワンウェイ容器に対する課徴金制度といった経済的手法、および市民・事業者・行政の役割と責務を具体化するための制度的手法について、今後の国の法制度の検討動向や周辺市との連携・調和を図りながら、今後とも引き続き調査研究を続けていきます。

(2)目標期間

6年間

(3)推進主体

①市

- 調査・研究活動の推進、国・都・他市町村との情報交換

②（仮称）ごみ減量推進市民会議

- 市民・事業者の立場から提言など

(4)目標・指標

(5)関連プログラム

§3 循環システム計画の実践プログラム

3.1 ストック・プログラム

(1)生ごみ・有機資源リサイクル総合推進プロジェクト

生ごみや有機資源のリサイクルに関しては、家庭での取り組み、地域内循環の推進、エネルギー化など新技術の導入の検討など、総合的な観点から推進していきます。

今後3年間は、

- 市が補助金を出している生ごみ処理機の使用実態調査を実施し、現状や成功事例や失敗事例等を集めて公開し、市民の利用を促進
- 生ごみの具体的な減量方法に関するセミナーや学習会の実施
- 学校給食一農業の連携事業（推進中）の持続・拡大方策の検討、実践
- 生ごみの家庭内、地域内循環に関する市民活動との連携、支援

を図りながら、日野市にとってよいシステムの導入を検討していきます。

(2)ごみエネルギー化推進プログラム

現在市で行われている「新エネルギービジョン」の検討などと連携を取りながら、市内の廃棄物をエネルギー利用し、地球環境の保全に資するようなサブ・システムの導入について、今後3年間検討していきます。

(3)再生資源流通安定化プログラム

当面、現状の選別・ストック体制の中で市民の協力を得ながら、資源物の品質を維持し、資源の安定流通を図ります。同時に、東京都の協力などを得ながら、多摩地域の広域連携の下、資源のストックヤードの確保が図れないかどうかの検討を行います。

その上で、今後とも市況の安定化が図られない場合、上記のプラスチック製容器包装分別収集の拡充や焼却処理・粗大ごみ処理施設の更新計画との整合を図りながら、市内における新たなストックヤードの確保について検討します。

VI 計画推進に向けて

§ 1 平成 14 年度の体制づくり

1.1 市民・事業者・行政の推進母体形成

各計画に盛り込んだプログラムを推進するための母体（（仮称）ごみ減量推進市民会議など）を設けます。

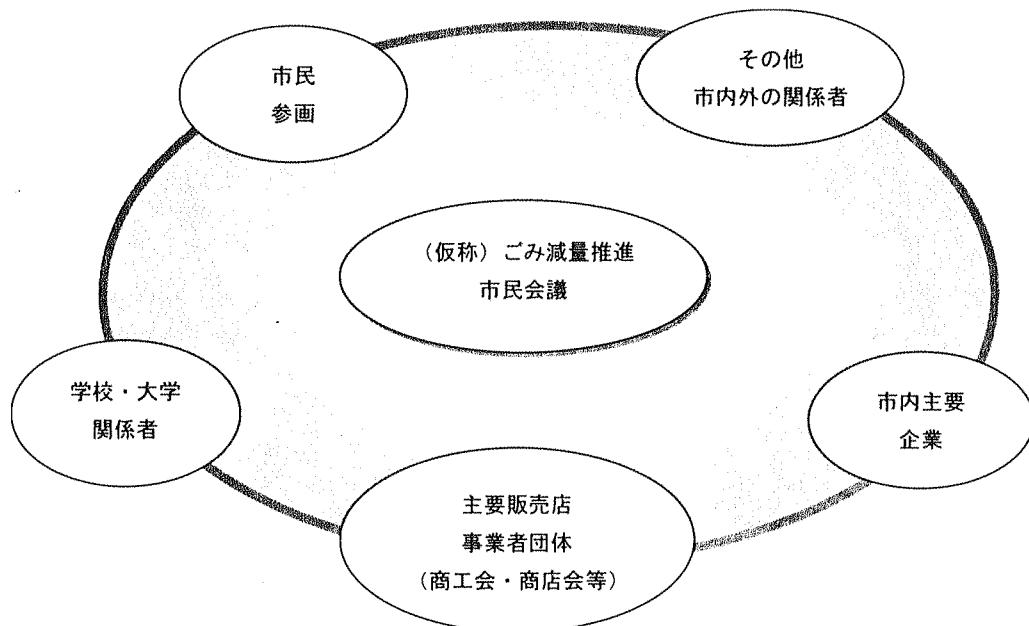
1.2 1年間の作業計画づくり

各計画に盛り込んだプログラムをどのように進めるか、作業方針を立てます。

1.3 ネットワークづくり

プログラムを実施するために、関係者との協力体制づくり、ネットワークづくりを進めます。例としては、以下が挙げられます。

- スーパー、事業者団体 学校、大学関係者
- 市内主要企業 その他、市内外の関係者



図表 44 （仮称）ごみ減量推進市民会議を中心としたネットワークづくりのイメージ

§2 毎年度の進め方

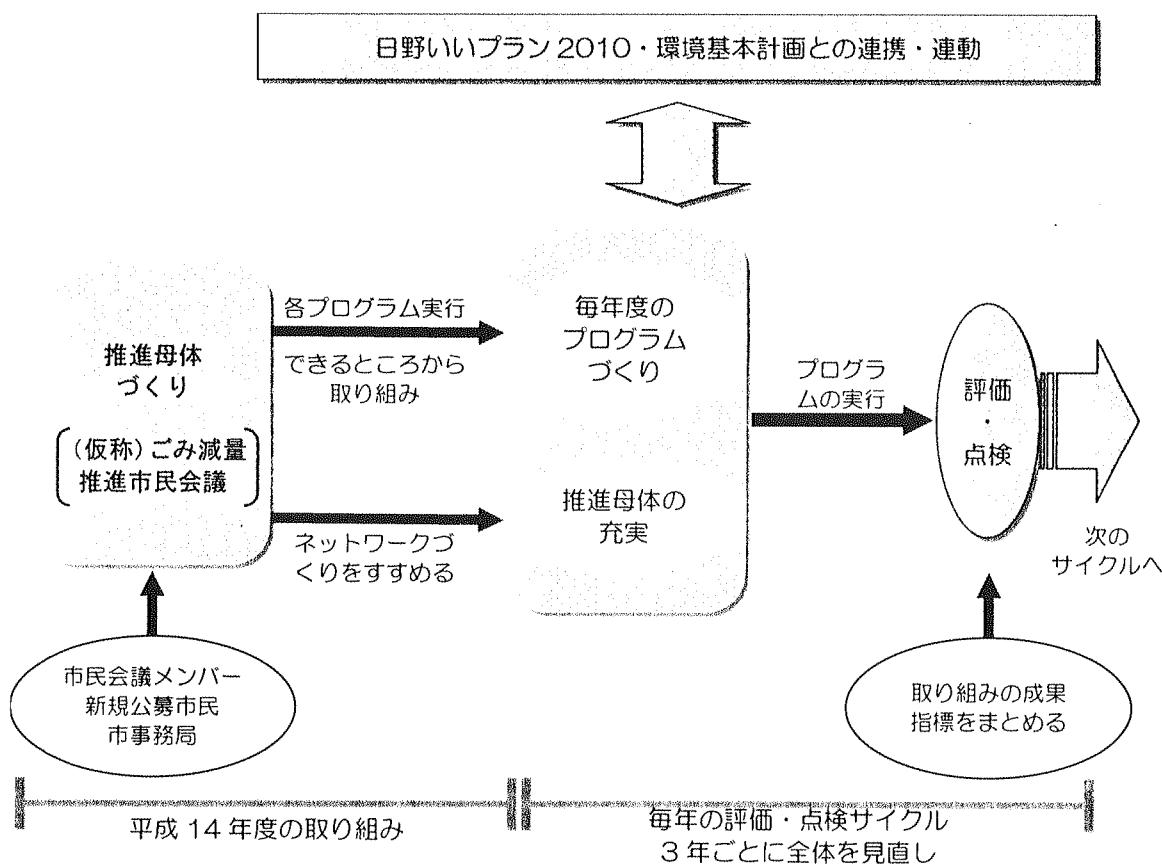
平成 14 年度、できるところからネットワークづくりと体制づくりを進め、以降は、

- 前年度の取り組み状況を評価・点検する
- その年度の作業プログラムを作る
- プログラムを実施する。
- 取り組みの進み具合を図るためのチェック項目のデータを集める
- 取り組み結果、指標をまとめる。

という作業を毎年度進めていきます。

これを積み重ね、3年ごとに計画全体について見直し、追加などを行っています。

なお、これらの進め方については、今後 2010 年プランや環境基本計画の推進体制づくりとも連携を図っていくこととします。



図表 45 ごみゼロプラン推進のしくみ

VII 関連資料

§ 1 ごみ処理・資源化システムの基礎データ

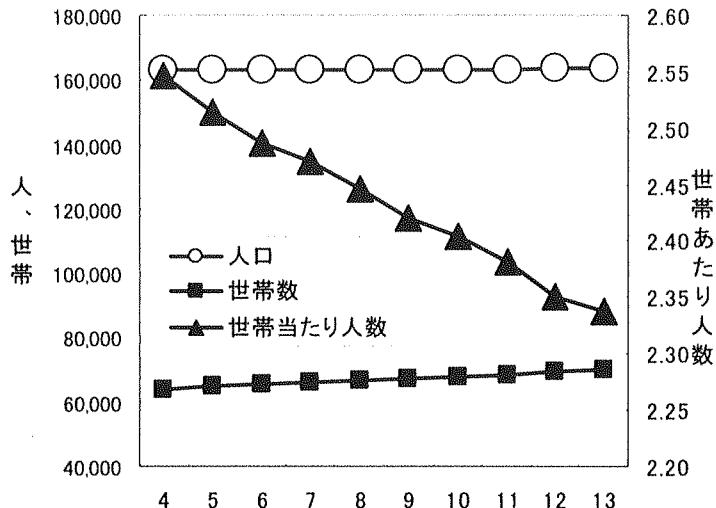
※とうけい日野(平成13年刊行) 各年1月1日現在

■人口・世帯数

年度	4	5	6	7	8
人口	162,965	163,150	162,966	163,061	162,720
世帯数	64,012	64,886	65,546	66,002	66,525
世帯人員	2.55	2.51	2.49	2.47	2.45

年度	9	10	11	12	13
人口	163,152	162,713	163,227	163,518	163,422
世帯数	67,424	67,691	68,544	69,543	69,918

※とうけい日野(平成13年刊行) 各年1月1日現在

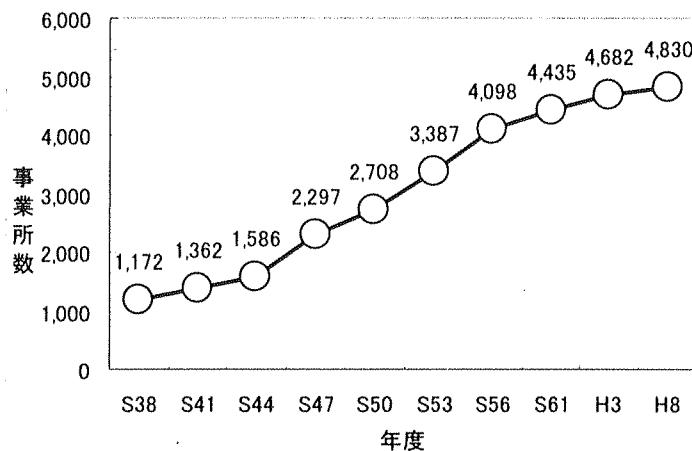


■事業所数

年度	昭和38年	昭和41年	昭和44年	昭和47年	昭和50年
事務所数	1,172	1,362	1,586	2,297	2,708

年度	昭和53年	昭和56年	昭和61年	平成3年	平成8年
事務所数	3,387	4,098	4,435	4,682	4,830

※とうけい日野(平成12年刊行)



■ごみ収集量

【年間収集量】

年度		8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	(単位:t/年)
分別内訳								
家庭ごみ	可燃ごみ	41,185	42,067	41,655	40,299	32,895	23,001	
	不燃ごみ	11,620	11,615	11,513	11,088	9,429	5,070	
	粗大ごみ	1,267	832	794	796	1,083	1,000	
	有害ごみ	42	44	50	51	64	82	
	資源物 缶	107	121	133	161	346	558	
	びん	314	417	827	1,057	1,250	1,420	
	新聞紙	514	699	921	939	2,229	3,265	
	雑誌	570	625	793	956	2,663	4,288	
	ダンボール	197	212	283	381	868	1,410	
	牛乳パック	22	27	32	38	69	103	
	古布	89	82	119	168	545	876	
	ペットボトル	9	40	61	91	236	473	
	発泡トレー	5	16	15	18	80	212	
	小計	1,827	2,239	3,184	3,809	8,286	12,605	
	家庭ごみ小計	55,941	56,797	57,196	56,043	51,757	41,757	
事業系	可燃ごみ	4,234	4,933	5,332	5,415	6,435	7,059	
	不燃ごみ	493	482	535	553	657	552	
	粗大ごみ	542	664	683	796	993	1,572	
	事業系(持込)小計	5,269	6,079	6,550	6,764	8,085	9,183	
	総計	61,210	62,876	63,746	62,807	59,842	50,941	
集団回収量		2,693	2,624	2,799	2,751	2,751	2,451	

資料:ごみ収集処理実績年報

【一人一日当たりの収集量(収集原単位)】

年度		8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	(単位:g/人・日)
分別内訳								
一般家庭のごみ	可燃ごみ	686.1	702.3	693.8	668.8	546.4	379.6	
	不燃ごみ	193.6	193.9	191.8	184.0	156.6	83.7	
	粗大ごみ	21.1	13.9	13.2	13.2	18.0	16.5	
	有害ごみ	0.7	0.7	0.8	0.8	1.1	1.3	
	資源物 缶	1.8	2.0	2.2	2.7	5.7	9.2	
	びん	5.2	7.0	13.8	17.5	20.8	23.4	
	新聞紙	8.6	11.7	15.3	15.6	37.0	53.9	
	雑誌	9.5	10.4	13.2	15.9	44.2	70.8	
	ダンボール	3.3	3.5	4.7	6.3	14.4	23.3	
	牛乳パック	0.4	0.5	0.5	0.6	1.1	1.7	
	古布	1.5	1.4	2.0	2.8	9.1	14.5	
	ペットボトル	0.1	0.7	1.0	1.5	3.9	7.8	
	発泡トレー	0.1	0.3	0.2	0.3	1.3	3.5	
	小計	30.5	37.5	52.9	63.2	137.5	208.0	
	合計	932.0	948.3	952.5	930.0	859.6	689.1	
収集人口(人)		各年10月1日	164,463	164,111	164,489	164,635	164,948	166,016

注1) 原単位は次式より算出。(原単位) = (年間排出量) ÷ (年間日数) ÷ (収集人口) × 1,000,000

2) 人口は、住民基本台帳人口(含む外国人登録人口)

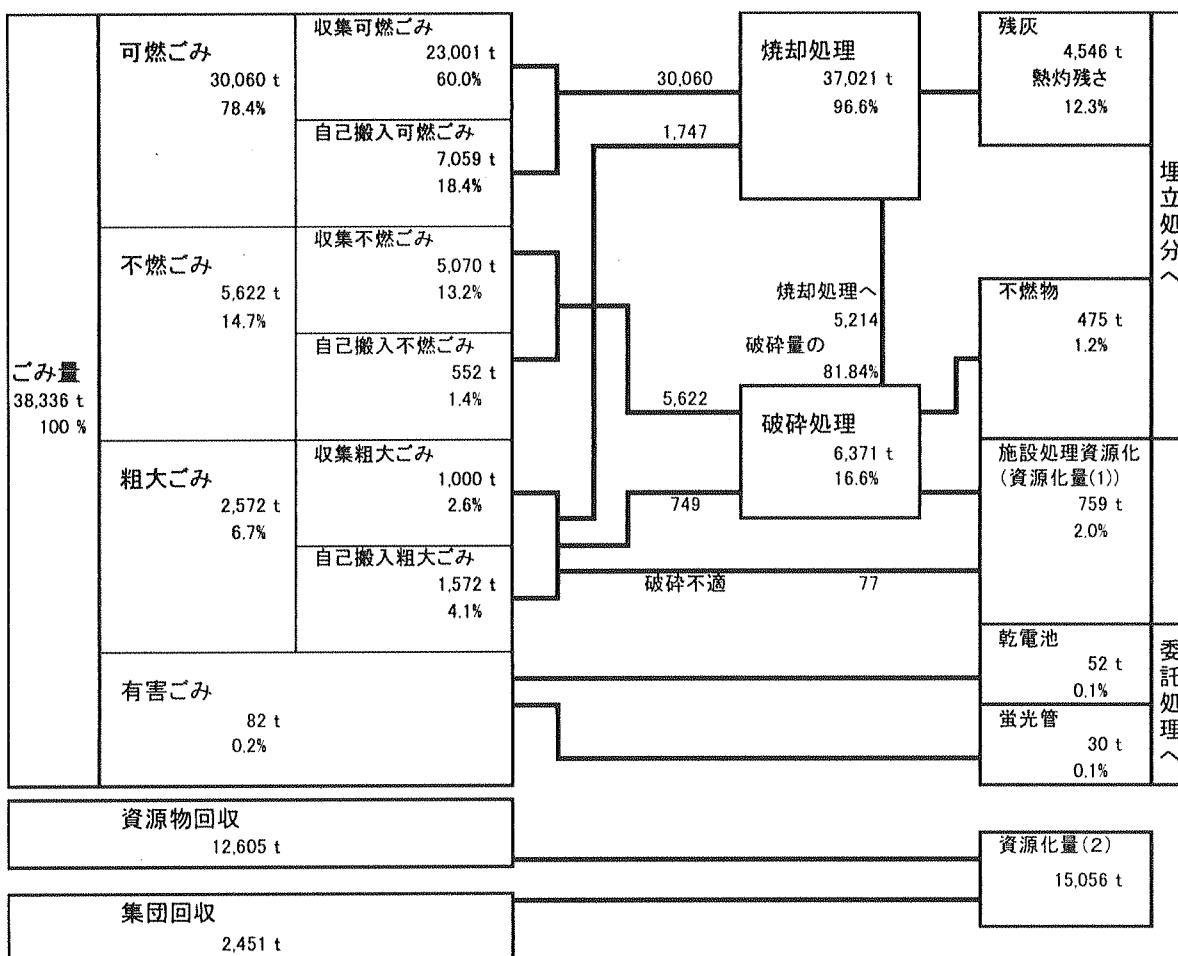
3) 小計、合計は、四捨五入の関係で異なる場合がある。

■収集のしくみ

可燃ごみ	・原則戸別収集 家庭用ミニ袋=10円 小袋=20円 中袋=40円 大袋=80円 事業系小袋=100円 特大袋=300円	・市指定収集袋（有料・緑色） 月・木コースまたは火・金コース
不燃ごみ	・原則戸別収集 家庭用ミニ袋=10円 小袋=20円 中袋=40円 大袋=80円 事業系小袋=100円 特大袋=300円	・週 1 回 月・火・水・木・金のいずれか
有害ごみ	・原則戸別収集（無料） 乾電池等はポリ袋、蛍光灯は割れないように箱に入れる	・隨時 不燃ごみと併せて収集
粗大ごみ	・原則戸別収集（有料）	・隨時 品目別料金シール貼付制
資源物	・原則戸別回収（無料） 9品目回収（新聞、雑誌・雑紙類、段ボール、牛乳パック類、古着・古布類、かん、びん、PETボトル、トレー類）	・2週に1回

※日野市の清掃概要（平成13年4月1日）

■平成13年度ごみ処理・資源化フロー



※総資源化率 = $\frac{\text{資源物回収} + \text{中間処理施設での資源化量} + \text{集團回収量}}{\text{総ごみ量}}$ = 29.6%

§ 2 関連用語集

あ

RDF(Refuse Derived Fuel)

ごみを熱圧縮・成形する事で固形燃料化したものです。紙屑、木屑、廃プラスチック等を粉碎して、一定の割合で混ぜ合わせ、熱を加えながら圧縮すると、プラスチック成分が紙や、木屑の接着材となって、炭状の固体ができます。この固体は、石炭と同じように燃焼することからタウンコール（都市で作られた石炭）とも言われています。

ISO14001(環境マネジメントシステムに関する国際規格)

環境保全に関する国際規格の総称です。企業などの組織が環境保全に取り組むときのシステムについて規定した規格で、この規格は、それぞれの活動、製品またはサービスによる環境負荷や環境リスクを低減することを目的としています。

一般廃棄物処理基本計画

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）では、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物で構成されています。一般廃棄物については、処理責任の所在が市町村にあり、市町村が「一般廃棄物処理計画」を策定し、一般廃棄物の発生量、処理量の見込み、処理施設の整備等について記載することとなっています。その中でも「一般廃棄物処理基本計画」は、中長期を対象として基本的事項を定める計画となっています。

エコストア制度

環境にやさしい商品を売ったり、過剰包装の抑制、消費者からの容器回収など、環境保全やリサイクルに取り組む販売店を“エコストア”として認定し、表彰などのPR面、取り組みへの補助金などで行政が支援する制度です。

エコセメント

下水汚泥や廃棄物焼却灰などを原料として製造するセメントです。約1,500℃の高温で焼成するため、廃棄物に含まれるダイオキシン類など有機化合物は、水、炭酸ガス、塩素ガスなどに分解され、セメントの安全性も確保でき、これまで最終処分場に廃棄されていた廃棄物をセメントにリサイクルできるため、逼迫する最終処分場問題を解決する処理方法として注目されています。

エコマーク

日常生活に伴う環境への負荷の低減などを通じて、環境保全に役立つと認められる商品に付けられており、商品の環境的側面に関する情報を広く社会に提供し、環境にやさしくありたいと願う消費者による商品の選択を促すことを目的としています。対象となる商品は、その商品の製造、使用、廃棄等による環境への負荷が少ないと、その商品を利用することにより環境保全に寄与する効果が大きいことを基準に選定されています。

エコロジー商店街

マイバック運動や容器回収など、環境保全やリサイクルへの取り組みを、商店街単位で行う取り組みです。商店街単位で行うことにより、PRなどが共同ででき、ポイント・カードなどを有効活用できるなどのメリットがあり、商店街全体の活性化につながっている事例もあります。

か

拡大生産者責任(Extended Producer Responsibility)

生産者の責任を、製品の製造、使用、流通段階だけでなく、製品が廃棄されて処理・リサイクルされる段階まで拡大する考え方のことです。平成12年6月に施行された「循環型社会形成推進基本法」に明記されています。これにより廃棄されてごみになった商品のリサイクルや処理・処分費用は生産者が負担することになり、製品価格への上乗せも考えられます。また生産者において、廃棄後にリサイクルしやすかったり、処理・処分時に環境負荷が低いといった製品開発が進み、より効率的で低コストな廃棄物処理が実現すると考えられています。

家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)

廃棄物の減量、資源の有効利用の観点から、廃棄物のリサイクル推進の新たなしくみを構築するために制定された法律です。平成13年4月1日より施行されました。この法律では、対象家電製品としてエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の4品目が現時点で指定されています。廃棄される家電製品（特定家庭用機器）の適正な処理と、そこから生まれる資源の有効な利用をはかるために、消費者、小売業者（古物商を含む）、メーカーが協力し、それぞれの立場での役割を分担し、リサイクルを推進することが義務づけられています。製造業者（メーカー）にはリサイクルの義務が、小売業者（古物商を含む）には排出者から引き取った廃家電をメーカーに引き渡す義務が課され、そのかわり、消費者（排出者）はリサイクル料金等を負担するという役割分担により、リサイクルが行われます。

環境基本法

平成5年に公害対策を目的とした「公害対策基本法（昭和42年制定）」を発展させ、環境保全に関する国の政策の基本的な方向を示すために制定された法律です。法律の目的は、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することと人類の福祉に貢献することとされており、具体的には政府による「環境基本計画」の策定、環境基準の設定、環境負荷を低減するための製品利用の促進、環境教育・学習などの促進などの施策を行っていきます。

グリーンマーク

古紙を再利用した製品に付けられているマークです。グリーンマーク事業は、古紙再生利用の意義の認識と社会環境緑化の推進を図るためにもので、このマークの収集に応じて、消費者である学校や自治体、町内会などに苗木を送り、学校および地域の緑を増やすことによって、自然環境の保護、森林資源の愛護などの意識向上に役立てることを目的としています。

建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)

特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートの4品目）について、分別解体や再資源化などを促進するための措置を定めるとともに、解体工事業者の登録制度を創設することにより、資源の有効な利用や廃棄物の適正処理を図り、生活環境の保全や国民経済の健全な発展に寄与することを目的に制定されました。平成14年5月30日から全面施行となり、対象となる建設工事の事前届けや、特定建設資材の分別解体等や再資源化が義務付けられます。

ごみの3R(リデュース、リユース、リサイクル)

循環社会形成推進基本法に示されている廃棄物・リサイクル対策の優先順位で、第一に廃棄物の発生抑制（リデュース）、第二に使用済製品、部品の再使用（リユース）、第三に回収されたものを原材料として利用する（リサイクル）とされています。

さ

最終処分

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋め立てられています。最終処分を行う場所については、最終処分場の構造基準及び維持管理基準が定められており、最終処分場は、埋立処分される廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、コンクリート製の仕切りで公共の水域及び地下水と完全に遮断される構造の遮断型処分場、廃棄物の性質が安定している廃プラスチック類等の産業廃棄物の飛散及び流出を防止する構造の安定型処分場、一般廃棄物及び遮断型、安定型処分場の対象外の産業廃棄物の浸出液による汚染を防止する構造の管理型処分場の三つのタイプに分けられています。

資源有効利用促進法

既に成立している循環型社会形成推進基本法に関する改正再生資源利用促進法の改称で、略称はリサイクル法です。平成13年4月に施行されており、循環型社会を構築するため、事業者に対し製品の省資源化や長寿命化のほか、使用済み製品の分別回収、リサイクルを推進することを義務付け、廃棄物の発生抑制や部品などの再利用を促進しようというものです。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成を促進する基本的な枠組みとなる法律です。廃棄物やリサイクルの対策を総合的に推進するための基盤を確立するものであり、この基本法に従って、企業や消費者の行動を具体的に規定する個別法が整備されることになります。個別法のうち、「廃棄物処理法」、「資源有効利用促進法」は社会全体の枠組みを確立するための一般法として位置づけられ、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「建設資材リサイクル法」、「食品リサイクル法」は個別の物品を対象にしたものです。また「グリーン購入法」は環境に配慮した製品の需要拡大を通してリサイクルの推進を支援する法律です。

食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)

平成 13 年 5 月に施行されており、売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物の発生抑制と減量化を図るとともに、飼料や肥料などの原材料として再生利用するため食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等を促進することを目的としています。食品関連事業者が食品廃棄物等の発生の抑制、再生利用、減量に取り組むよう規定し、年間の食品廃棄物等の発生量が 100 トン以上である事業者に関しては、取り組みが著しく不十分である場合、勧告、公表、命令を行うことができます。

地域新エネルギービジョン

化石燃料依存型のエネルギー政策を、地域内に眠る自然エネルギーや、ソーラー発電、コーチェネレーションなどの新エネルギーへ転換するためのビジョンづくりです。このビジョンの特徴は、他のビジョンとは若干異なり、具体的な導入計画を策定し地域内に啓蒙啓発を行うことを主眼としていることです。ビジョンで策定されたプロジェクトで実行性のあるもの、先進的なものについては、ビジョンの策定に引き続き、経済性分析や導入のための諸課題の解決に向けたフィジビリティ・スタディのための予算が準備されます。

スマート・ポックス

商店等で買い物をするかごで、店内の買い物かごと同型で、店内で商品を詰め込みレジで支払った後、そのまま持ち出せます。買い物袋をもらわないので買い物することにより、ごみの減量と資源が節約できます。イギリスのマーケットのセインズベリーで導入しており、国内ではコープかながわがマイバスケットという呼び名で同じような制度を取り入れています。

ゼロ・エミッション

「エミッション」とは英語で排出のことです。ゼロエミッションとは、産業の製造工程から出る廃棄物を、別の産業の再生原料として利用する「廃棄物ゼロ」の生産システムの構築を目指すことです。地球サミットで「持続可能な開発」が採択されたのを受けて国連大学が提唱しました。国連大学では、具体化を目指す企業に人材を派遣、経済産業省ではゼロエミッションの考えを取り入れた「エコタウン構想」を発表するなど、積極的に推進をしています。また、工場などのゼロエミッション化に積極的な民間企業も増えてきています。

た

ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称です。P C B と同じく塩素のつく位置や数により、多くの種類があり、種類によって毒性が異なります。特にダイオキシンの一種である 2、3、7、8 - テトラクロロジベンゾパラダイオキシン (2、3、7、8 - T C D D) は動物実験でごく微量でもがんや胎児に奇形を生じさせるような性質を持っています。ダイオキシン類はこれまで意図して製造や使用されたことはありませんが、他の化学物質の製造や燃焼などにともなって気がつかないうちに発生しています。

ダイオキシン類対策特別措置法

この法律は、新たな枠組みを整備することにより、ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去等を図り、国民の健康を保護することを目的とし、平成 12 年 1 月 15 日から施行されました。その骨子は、施策の基本となるダイオキシン類排出抑制のための基準や規則、ダイオキシン類で汚染された土壌対策などからなっています。この法律の中で、事業者はその責務として、その事業活動に伴って発生するダイオキシン類の対策として必要な措置を自ら講じるとともに、国や地方公共団体が実施する施策に協力しなければならないこととされています。

ダストボックス

ごみを収集するためのごみ箱で、かつて日野市はこれを用いたダストボックス方式でごみの収集を行っていました。24 時間毎日ごみが出せる利便性がありますが、気軽にごみを出せるがゆえに、ごみの分別、減量やリサイクルの推進が進まないデメリットがあり、日野市では平成 12 年 10 月にダストボックスによる収集方式から原則戸別収集方式に変更しました。

地球サミット(環境と開発に関する国連会議)

平成 4 年（1992 年）6 月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された地球規模の環境問題をテーマとする会議です。この会議には約 180 カ国が参加し、100 カ国余の元首、首脳が自ら出席するなど、史上かつてないほどハイレベルかつ大規模な会議となりました。この会議では気候変動枠組み条約と生物多様性条約の署名が開始されるとともに、環境と開発に関するリオ宣言、アジェンダ 21 及び森林原則声明などの文書も合意されました。

中間処理

収集されてきたごみに対して無害化、資源化、減量化、安定化を図るための処理で、施設としては、焼却施設、破碎施設、リサイクル施設等があります。

ディスポーザー

野菜くずや魚の骨など、台所の生ごみを碎いて、水といっしょに下水道に流し込む機械です。生ごみを多く含んだ下水は、下水管を詰まらせたり、腐敗して悪臭を発生させるもとになり、このような生ごみを多く含んだ下水をきれいに処理することは難しく、下水処理場での処理に大きな負担になるとされています。

特定容器包装

容器包装リサイクル法で対象となる容器包装の「ガラス製容器」「P E T ボトル」「紙製容器包装」「プラスチック製容器包装」を示します。

トップランナー方式

「先頭ランナーを追い越せ」という意味で、すでに実施されている取り組みの中で、最も優れた取り組みのレベル以上に他の取り組みのレベルを高めていく考え方です。

は

バイオガス化システム

生ごみ・剪定枝・古紙・家畜ふん尿などの有機系廃棄物を原料として、メタンガスを回収し、発電やボイラ燃料、自動車燃料等のエネルギーとしてリサイクルするシステムで、自然界の力を利用する省資源・低環境負荷のごみ処理システムです。

廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

この法律は廃棄物の定義や処理責任、処理方法や処理施設に係る基準などについて定めています。平成10年6月には産業廃棄物の定義を改正し、新たに建築物の新築・解体に係る廃棄物の取扱い等について見直しが行われました。改正において、廃棄物の不当な処分や放置について防止するため、廃棄物の再生利用についての認定制度や廃棄物処理施設の設置許可の要件等が定められました。また、産業廃棄物管理票制度の適用範囲拡大、産業廃棄物の不法投棄に関する罰則の強化、産業廃棄物適正処理推進センターを指定する制度の新設についても定められています。

ま

マイバック

ごみの減量と資源の節約を行うために、買い物の際に、商店等からレジ袋をもらわないように自ら持参した買い物袋のことです。

や

容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

一般にごみの25%（重量比、容量比では60%）が容器包装廃棄物といわれていることから、消費者・市町村・事業者が役割を分担して、容器包装廃棄物を資源として再利用することによって、ごみとして処分される廃棄量を減らそうとするものです。びん、缶、飲料用紙パック、ペットボトルは平成9年4月から、段ボール、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装は平成12年4月から施行されており、一部の小規模事業者を除いてほとんどの特定事業者が対象となります。

ら

リターナブルびん

別名ではリユースびんとも呼ばれ、中身の使用後、回収してきれいに洗い、再び製品を詰めて再使用されるびんで、資源の有効利用・ごみの減量化などに貢献しております。代表的な物では18リットル（一升）びんやビールびんなどがあります。

わ

ワンウェイびん

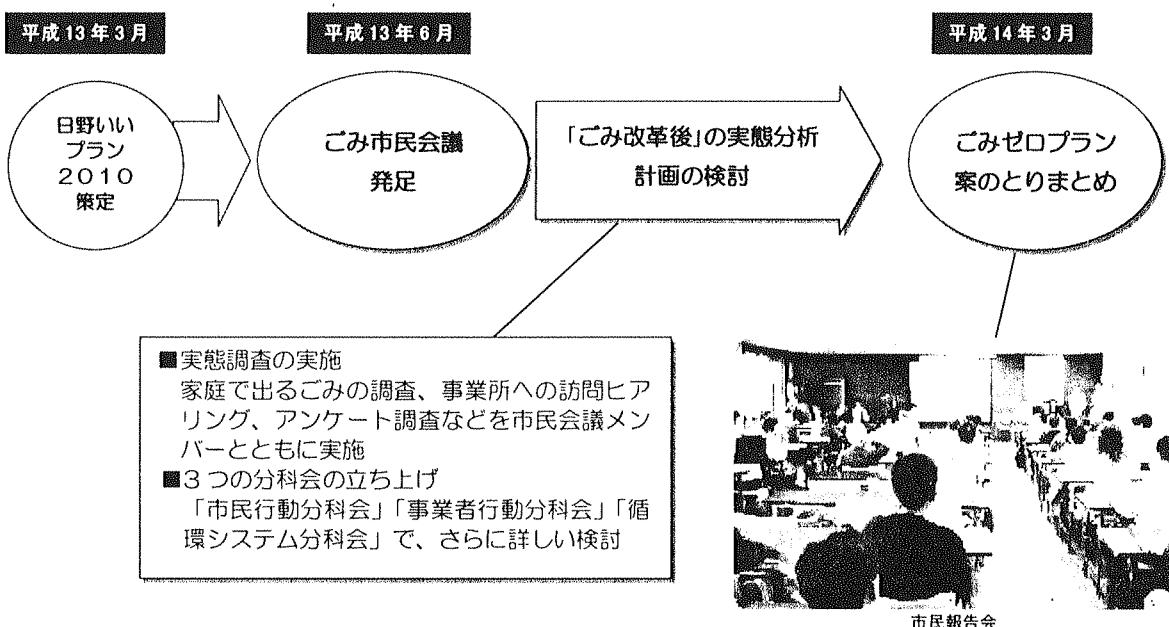
1回限りの使い捨てのびんで、ほとんどのびんはこのワンウェイびんになっています。

§ 3 ごみ市民会議について

「ごみ市民会議」は平成 13 年 6 月に発足し、約 30 名の市民の皆さんのが参加しました。

会議では市民・事業者のごみの排出状況、ごみ処理施設の現状などを調べながら、平成 14 年 3 月までごみゼロプランづくりを進めてきました。

「市民行動」「事業者行動」「循環システム」の 3 つの分科会も含め、取りまとめまでに市民会議は延べ 50 回以上開催されました。



ごみ市民会議参加者							
伊地知仁子	伊藤太祐	大貫格	尾崎義昭	尾関のぶ	小野寺勲	小俣裕之	
金田達雄	草野美里	久万千鶴	小菅順二	小平円	小船秀雄	佐々木武	
佐藤哲雄	佐藤和典	佐山健治	鈴木富美子	高田正治	中尾ひろえ	永島敦子	
能城玲奈	旗野治男	土方十四江	藤田幸恵	堀内恒憲	堀内健功	堀川知音	
横瀬伸一	吉岡幸子	渡辺妙子					
(クリーン課)	石坂貢	石井理仁	土方則明				
事務局							
(環境共生部リサイクル推進課)							
笹木延吉	佐野榮一	榎本昭	広野建士	小林寿美子	丹野静代	原正明	
嵩原安嗣	李代弘	小澤啓司	青木哲哉	中村守助	大場主雄	星野孝治	
奥住征功	(エコ・プランナーズ)	鈴木直人	寺内正行				

日野市ごみゼロプラン ～ごみゼロ社会を目指して～

(日野市一般廃棄物処理基本計画)

平成 14 年（2002 年）3 月 発行

発 行：日野市

編 集：日野市 環境共生部 リサイクル推進課
日野市新井 210-2

電話 042-581-0444 (ダイヤルイン)

協 力：有限会社 エコ・プランナーズ



古紙配合率 100%再生紙を使用しています

